

ドイツ経営学成立期の二つの科学的私経済学

田島 壮幸

一 序

二 ワイヤーマン・シェーニッツの科学的私経済学

- (1) 私経済的考察の特質と意義
- (2) 私経済学の科学的性格

(3) ワイヤーマン・シェーニッツ私経済学の吟味

三 ニックリッシュの私経済学としての商事経営学

- (1) 科学としての商事経営学
- (2) 企業概念と企業の指導原理
- (3) 商事経営学の諸問題
- (4) ニックリッシュ商事経営学の吟味

四 私経済学論争とワイヤーマン・シェーニッツおよびニックリッシュの態度

五 結

一 序

ドイツにおける私経済に関する研究は遠く一七世紀にまでさかのぼることができ、とくに一八世紀においてはいわゆる官房学者による私経済的研究が相当高度な発展をみた⁽¹⁾。だが、現代のドイツ経営経済学に直結する私経済的研究が、しかも一個の独立の科学を形成しようとする自覚をもって開始されたのは、一九世紀末から実現されるに至った一連の商科大学の設立を契機としてであった。

商業学衰退の時期と云われる一九世紀も終りに近づくにつれて、一方において徒弟の学校教育の普及に伴ないそのための教員養成の必要が叫ばれ、他方において経済の発展就中対外貿易の発展は高度な教育を受けた人材を必要ならしめ、ここに商業学に関する最高学府創設の要求が高まった⁽²⁾。こうした必要を満たすべく、一八九五年にはステীগマン (R. Stegemann) を会長とする「ドイツ商業教育協会 (Deutscher Verband für kaufmännisches Unterrichtswesen)」が結成され、これが中心となって商科大学設立のための運動が行なわれた。そして、一八九八年にライプツヒにドイツ最初の商科大学が設立されたのをはじめとして、以後ドイツ各地に相ついで商科大学が設立されるに至った⁽⁴⁾。ところが、このようにして設立された商科大学は独自の研究領域をもたず、わずかに他の専門領域から商業に関連する部分を寄せ集め、それを教育の素材となしえたにすぎなかった⁽⁵⁾。しかし、商科大学が雑多な教育素材の伝達にのみ専心してその任務にふさわしい独自の知識分野を特に育成することがなれば、それは古い伝統を有する総合大学に匹敵する地位を獲得することができない⁽⁶⁾。そこで、商科大学独自の研究領域を確立する努力が始められることになったのである。

他方、商科大学の設立を契機として開始されたこのような努力とは一応別個に、国民経済学においても、私経済、とくに急激な発展をみた企業に関する研究を重視するべきことを説く学者もみられるようになった。⁽⁷⁾

このように、今世紀初頭のドイツにおいて私経済的研究の必要性が叫ばれたときには、商科大学に奉職する私経済学者ないし商業学者と既存の総合大学に席を有する国民経済学者との二つの方向からその必要論が説かれたのである。

ところで、独自の研究領域を確立するべく開始された商科大学における努力は、まず商事経営および諸商事経営相互間の取引に関する様々な事象を確定することから始められ、それらに関する個別的問題の広範な研究が続けられた。⁽⁸⁾そして、そのような研究の成果は一九一〇年代に入ってようやく体系的な形で発表されるに至る。その先頭を切って一九一一年に出版されたシェーアの「一般商事経営学」(J. F. Schar, Allgemeine Handelsbetriebslehre, I. Bd., Leipzig 1911)は、商業経営学の性格および商業経営学と国民経済学との関係に関するシェーアの独特な見解、ならびに伝統的な商業学の流れを強く引いているその内容をめぐって、活潑な論議を誘発することとなった。⁽⁹⁾ワイヤーマンとシェーニッツの共著「科学的私経済学の基礎づけと要綱ならびに総合大学と単科大学におけるその育成」(M. Weyermann u. H. Schönitz, Grundlegung und Systematik einer wissenschaftlichen Privatwirtschaftslehre und ihre Pflege an Universitäten und Fachhochschulen, Karlsruhe 1912)とニックリッシュの著書「商業(および工業)の私経済学としての商事経営学総論」(H. Nicklisch, Allgemeine kaufmännische Betriebslehre als Privatwirtschaftslehre des Handels (und der Industrie), Leipzig 1912)が出版されたのはこうした事情の下においてであった。これら二つの書物においては一ひとしく

科学的私経済学が説かれた。だが、前者においては国民経済学の立場から国民経済学を補充するものとしての私経済学の提唱が行なわれたのに対して、後者は商科大学において行なわれてきた研究の成果を体系的に示さんとする一つの試みであった。そして、そうした両者の相違は私経済学の性格についての考え方の相違をも当然に生じていた。ところで、ワイヤーマン、シェーニッツの書物は国民経済学にとっても私経済学にとっても重要な論点を含んでいたために、かれらの書物を契機として、とくに国民経済学と私経済学との関係を中心として、諸学の活潑な見解の表明が行なわれた。そこに、いわゆる私経済学論争が展開されたわけである。そして、この論争の影響を受けて、ワイヤーマン・シェーニッツおよびニックリッシュの私経済学に関する見解には微妙な変化がみられることになる。以下この論文においては、まず二つの私経済学の内容を両者の異同をも考慮しながら考察し、ついで、かれらの見解が私経済学論争によってどのように影響されたかをみることにしたい。

(1) 商科大学設立以前の私経済的研究についてはこの書物を参照のこと。

E. Weber, *Literaturgeschichte der Handelsbetriebslehre*, Tübingen 1914.

なお、ザインフェルトは一六七五年から一八〇四年までを「体系的商業取引学の時代 (die Zeit der systematischen Handlungswissenschaft)」と称している。ウィプは「商事取引 (die kaufmännische Handlung)」、その管理の最善の方法が関心の的であり、それが商業管理 (Handelsführung) の良く整備された体系にまで到達した研究の対象である。」(R. Seyfert, *Über Begriff, Aufgaben und Entwicklung der Betriebswirtschaftslehre*, 4. Aufl., Stuttgart 1957, S. 33 u. S. 34.)

(2) ザインフェルトは「19世紀を「商業学衰退の時代 (die Niedergangszeit der Handelswissenschaften)」と称し、「そ

れ(この時代——田島)は内容的に非常に異なるものをつめこまれた商業学(複数——田島)によって支配されている。それによって、古い商業取引学の伝統が根本的に破壊されたので、その文献の詳しい知識もまた失なわれた」と述べている。R. Seyfert, a. a. O., S. 33 u. S. 34.

(3) エーレンベルヒは、ドイツ商業教育協会からの委嘱によって作成した建白書の中で、ドイツの商人には大経営の管理者になるような人材が不足していることを指摘している。R. Ehrenberg, Handelshochschule II, Denkschrift über die Handelshochschule, Braunschweig 1897, SS. 6~8.

(4) ドイツにおける商科大学の設立状況はつぎの通りであった。一九〇一年にケルンとフランクフルト・アム・マイン、一九〇三年にフーヘン、一九〇六年にベルリン、一九〇七年にマンハイム、一九一〇年にミュンヘン。

(5) 商科大学の中心学科たるべき商業学について、エーレンベルヒおよびニックリッシュはつぎのように述べている。『商業学』に関しては、それが、就中現状においては、『科学』の名を完全には要求しえないことを、人々は躊躇することなく承認せねばならぬ。(R. Ehrenberg, a. a. O., SS. 11~12)

「……これまでの叙述の内に、最初の(商科——田島)大学、すなわちライプツヒ商科大学が設立されたとき商業学は悪い状態にあったことが、すでに指摘された。その名の下に理解されるものは、多くの知識分野、特に法律学および国民経済学の断片から成る混合であり、その間に商業学的要素が存在したのである。」(H. Nicklisch, Die Entwicklung der Handelswissenschaften an den Handelshochschulen, Leipzig 1911, S. 10)

(6) H. Nicklisch, Die Entwicklung, SS. 8~9.

(7) その代表的な学者としてエーレンベルヒをあげることができる。ドイツ商業教育協会の委員として商科大学設立に力を尽したかれは、一八九八年にフランクフルトで行なった一連の講演の中で、つぎのように私経済学の必要性を強調した。適切な商業政策が行なわれるためには、経済に理解のある官吏を養成せねばならない。だが、その養成の基礎となるべき

科学として、現在の国民経済学は不適当である。そこで、かつての官房学に範きとて「比較国民経済事情」(Vergleichende Volkswirtschaftskunde) および「私経済学」を建設することが必要である。しかも、その際、かれは、全経済生活の細胞である私経済の理解なくしては国民経済の理解はありえないという理由で、国民経済学が私経済学に先立って建設されることは恰かも家が屋根から建築されるのも同然であるとして、私経済学が国民経済学にとって不可欠であることを主張した。(R. Ehrenberg, Handelspolitik, Jena 1900, S. 78 ff.) その後一九〇六年に、かれは自からの主張を積極的に実現すべく「チューネン誌」(Thünen-Archiv)を発刊するに至った。その第一巻の巻頭にかれは「チューネン誌の目的」と題する論文を掲載し、「チューネン誌」が、自からの経済行為のために記録を必要とするような経済管理を有する経済単位、とりわけ精密比較法(exakt-vergleichende Methode)による経済的企業の考察を介して「類型的な因果関連の普遍妥当的観察(allgemeingültige Beobachtungen typischer Kausalverknüpfungen)」を行なうことを任務とする旨を説いた。かれは、これによってえられた普遍妥当的な因果的認識なしに法則的認識を、一方において國家の経済政策の基礎的知識として役立てるとともに、他方において「精密な基礎に立脚する経営論(die auf exakten Grundlagen beruhende Betriebslehre)」の基礎たるようとしたのである。(R. Ehrenberg, Die Ziele des Thünen-Archives, in Thünen-Archiv, Organ für exakte Wirtschaftsforschung, 1. Bd., S. 1 ff.) だが、かれは自身の主張を貫徹しなかった。当時のドイツ国民経済学の支配的傾向に対して否定的だったかれの態度および私経済学的研究によって国民経済学を基礎づけようとするかれの主張は、国民経済学の内において国民経済全体の利益に代えて大企業の利益を主張するものとして、講壇社会主義の陣営から激しい攻撃を招いた。そして、後述の如く、かれ自身やがてそうした攻撃に屈してその立場を変え、積極的に私経済学否定論を唱えるに至るのである。なお、国民経済学界におけるエーレンベルヒの地位についてはつきを参照された。

大河内一男、独逸社会政策思想史(下)、日本評論社、昭和二六年。

(8) R. Seyffert, a. a. O., S. 45.

(9) シェーアの著書「商業経営学」は伝統的な商業学を受けついで、その科学化の途を求めてきた著者の到達点を示すものであり、その到達点が、商業学的諸学科を統合する核となるべき商業経営学の確立であった。この商業経営学は商事営業がその目的を達成するためにいかに設立し、指導されねばならないかを教示するという課題を有するのであるが、かれは商業の本質をその社会経済的職能にのみ求めて、商業を「合目的性と経済性の原理にしたがって組織された世界経済の個々の肢体の財貨交換」であると規定する。そして、これによって、一方で、商業経営のための原理として利潤追求に代えて経済性の原理を導入せんとし、他方で、国民経済学に対する商業経営学の依存性さらには前者による後者の包摂を主張したのである。しかも、かれ自身そうした商業概念が一個の「理想概念 (Idealbegriff)」であることを承認するのみでなく、進んで商業の邪道と弊害の克服のために、商業経営および商人の行動を判断する尺度たるべき「正規の商人 (ordentlicher Kaufmann)」の概念を確立する必要性を強調し、そのためにこそ商業をそのあるべき姿において規定する必要があると主張した。ところが、より具体的に商業経営のための原理を導出するに当たっては、かれは、まず資本主義社会における商業経営の主導動機 (Leitmotiv) が経済原則という国民経済的なものではなく、利潤追求という私経済的なものであることを承認した上で、いかなる根拠から私経済的動機が国民経済動機に従属せねばならないかを示さんとする。その場合、かれは経営活動を内部領域 (そこでは私経済的動機に従う活動がおのずから国民経済的主導動機を満たす) と外部領域 (そこでは私経済的主導動機が商人の行動をして国民経済的主導動機に対立せしめるが、競争のために商人が後者に従わざるをえなくなってくる) とに分けて考察する。そして、前者においては普遍妥当な経営原理 (die allgemein gültigen Betriebsgrundsätze) が、後者においては商業の発展傾向の影響下における経営原理の形成が問題とせられ、とくに後者の説明において、かれは多数の商業経営間の競争が商業経営をしてかれのいわゆる国民経済的動機ないし商業経営学の主導動機に従わせることを示さんとしたのである。

- 行ったシホームの見解に対し、国民経済学者トリーオン (K. Diehl)、『私経済学者トリーオン (W. Prion)』、『ル・ター
 ン (W. le Coutre)』、『ヤロスラフ (B. Jaroslaw)』、『シトローン・ペンマン (E. Schmalenbach)』が国民経済学と商業経
 済学との関係、商業経営学の内容、商業経営の目的などに関して、シホームの所説に批判的な見解を発表したのである。
 K. Diehl, Nationalökonomie und Handelsbetriebslehre, in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik,
 43. Bd., SS. 94~112.
 W. Prion, Handelsbetriebslehre oder Privatwirtschaftslehre, in Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpoli-
 tik, 34. Bd., SS. 905~923.
 W. le Coutre, Schärs volkswirtschaftliche Theorie der Handelswissenschaften, in Zeitschrift für Handelswi-
 ssenschaft und Handelspraxis, 4. Jahrg., SS. 275~280.
 B. Jaroslaw, Ziele und Wege der Handelsbetriebslehre, in Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handels-
 praxis, 4. Jahrg., SS. 367~370.

二 ワイヤーマン・シェーニッツの科学的私経済学

エーレンベルヒがその初志をひるがえして私経済学否定論に傾いたのと丁度同じ頃、私経済学必要論を唱える
 二人の国民経済学者の共著になる一冊の書物が発行された。ワイヤーマン (M. Weyermann) とシェーニッツ
 (H. Schönitz) の「科学的私経済学の基礎づけと要綱ならびに総合大学および単科大学におけるその育成」がそ
 れである。この書物の共著者ワイヤーマンとシェーニッツとは別個に私経済学の必要に想到し、フライブルク大

学ならびにベルリン商科大学においてそれぞれその内容を講じていたのであるが、偶然の機会に相会し、私経済学の必要性と必要とせられる私経済学の基本構想について意見の一致をみた。そこで、かれらは相互に自己の思考内容を講じ合い、それを検討するという形で草稿を作り、これを上述の書物として公けにしたのである。⁽¹⁾ かれらを、シェーンブルクは、商科大学における私経済的研究の興隆から国民経済学はいかなる結論をひき出すべきか、という問題を提起した最初の国民経済学者だと称している。⁽²⁾ すなわち、かれらは私経済的研究を国民経済学の内にどのように取り入れるかを考えたのであって、その後には商科大学において着々と進められていた私経済的研究の成果の重みがあったのである。この著書において、かれらは社会経済的認識なしに国民経済的認識を充実させるためには、私経済の立場に立って私経済を考察する私経済学の建設が必要であることを説き、進んでそうした私経済学の基礎づけを行わんとした。すなわち、かれらは国民経済学のための私経済学を提唱したのである。それでは、かれらによって提唱された私経済学はいかなるものだったであろうか。⁽³⁾

(1) M. Weyermann u. H. Schönitz, Wissenschaftliche Privatwirtschaftslehre, SS. V~VI.

(2) F. Schönplüß, Betriebswirtschaftslehre, Methoden und Hauptströmungen, 2. erweiterte Aufl. von „Das Methodenproblem in der Einzelwirtschaftslehre,“ herausgegeben von H. Seischab, Stuttgart 1954, S. 47.

(3) これに関してはずぎのよゝな詳細な研究がある。

北川宗蔵、経営学方法論研究、淡海堂、昭和二十三年、第一章、ワイエルマン・ヒューニッツの経営学方法論。

中村常次郎(稿)、私経済学時代の独逸経営学(東洋経済版経営学全集第六卷 独逸経営学(上)、東洋経済新報社、昭和二十二年)、二、科学的私経済学の提唱——ワイヤーマンとシェーニッツ——。

(1) 私経済的考察の特質と意義

ワイヤーマン・シェーニッツは、社会経済学にとって重要であるにもかかわらず特に私経済的な考察によらなければ獲得されえないような認識がある、という基本的な考えから出発する。この場合、もとより私経済的考察は社会経済的考察とは異なるものでなければならぬ。そこで、かれらはこの著書においてこの点を強調する。

かれらはコンベルヒ (L. Gomberg)⁽¹⁾とひとしく、*経済生活 (Wirtschaftsleben)* はこれを二つの観点 (Gesichtswinkel) から考察することができるといふことから出発する。社会経済的観点および私経済的観点がそれである。前者から行なわれるものは社会経済的考察であり、この研究の対象は諸個別経済間の経済的流通ないしそれらの連鎖から生ずる諸現象および諸問題である。ここでは、多様な諸個別経済を一定の関係において統一性と考えることが本質的な意味を有するのであり、様々な個別経済活動の作用がこの統一性に対してどのような活動結果を生ずるかを問うことに関心が向けられるのである。そこで、その様な統一性を形成する経済個体 (Wirtschaftsindividuum) の思考領域にまで立入ることは、これを行なわない。ところが、諸個別経済の社会経済的連鎖は一般に個別経済が存在してはじめて成立する。そして、それらの個別経済はその行動を通じて、連鎖の效果 (Verketungseffekt) に対して強い影響を及ぼす。そこで、これらの個別経済の特別な科学的取扱いが生ずる。すなわち、私経済的考察である。アナロジーを用いれば、国民経済学は諸個別経済の社会経済的連鎖という全有機体における個々の細胞の相互関係 (Füreinander und Miteinander) を全有機体の立場から考察する。こ

から直ちに、この全有機体内の個々の細胞および同種の細胞の集団をも特別な考察の対象となしえ、しかもその考察に科学性を要求しうることは明らかである。この後者にあつては、他の細胞との關係を一応度外視して、研究の対象たる個々の細胞すなわち個別的な経済的私企業の内部的過程、組織などを考察する。こうした見解に対しては一般に個々の細胞を全有機体から切りはなして、孤立的に考察することが可能か、という疑問が提起されるかもしれない。だが、それはもとより可能である。けだし、全有機体からの個々の細胞に対する影響もまた私経済的考察の対象となるからである。ただ、こゝで決定的に重要なことは、それらは研究の対象となる個々の細胞、すなわち個別経済の利害の観点から考察されることである。⁽²⁾このようにして、かれらは社会経済的考察と私経済的考察とが考察の観点および対象を異にすることを主張する。

かれらが社会経済的考察と私経済的考察とを区別せんとする理由は、前者によつては、特に私経済的なものが把握されないと考えたところにある。すなわち、社会経済的考察にとつては、つねに全体 (Gesamtheit) に対する経済成果 (Wirtschaftserfolg) の確定のみが問題であり、ただ、この全体の眼鏡 (die Brille dieser Gesamtheit) を通してのみ考察が行なわれる。そして、こうした事情は、国民経済学者によつて行なわれてきた個別経済の研究においても同じであり、そこでは研究はつねに全体から出発し、この全体の方へ予めその着眼点が向けられている。その故に、全体の考察にとつても重要な一連の個別的特徴 (individuelle Züge) が必然的に看過されてしまう。かくて、われわれが国民経済という全体の中における私経済的努力と私経済的活動の作用を余すところなく把握しようとするならば、そこには一つの廻り道 (ein Umweg) が必要となる。すなわち、われわれは一まず私経済主体の利害の立場に立つことが必要なのである。けだし、「人が一人の人間の行為を判断するため

にはその人間の状態と境遇の中に全く入り込まなければならぬこと、すなわち、その人間の行為の諸条件が自身すなわち観察者に対して働いていると考えて、この諸条件から——仮定的に——自己の行為を展開し、それを当該個人の実際の行為と比較する、ということ、まさに当然だ⁽³⁾からである。こうした意味において、経済的行為に外から接近するのではなく、私的経済主体の経済的努力と行為の中へ自ら思想的に入っていくことが必要とされるのである。ところで、かれらは、かれらの私経済学を「社会経済学の重要な部分、学科と考へ、今日の国民経済的論議においては、完全な認識のために絶対に必要なこの特殊な観点が十分に注目されていないが故に、み、ここで『私経済的考察』を社会経済的考察に別個のものとして対置する⁽⁴⁾」にすぎないのであって、私経済的考察の目指す目的も第一義的には国民経済学のそれと同一であると考えられる。そして、それ故に、私経済的考察はそれを通らなくては一定の社会経済的認識をえることができな⁽⁵⁾いような廻り道をなすのである。

それではこうした私経済的考察は社会経済的考察に対して、なにを補足するのであろうか。かれらによると、私経済的考察は、個別経済の指導的経済主体がかれらの追求する成果 (Erträge) に達するための努力、動機の系列 (Motivreihe) 、見積り計算 (Berechnung) 、考量、事後計算 (Kalkulation) などに関心をもち、そこから、従来国民経済学が公けには排除しながら暗黙の内には取り入れていた心理学的研究を、より精練化して行なうのである。すなわちその意味において、いわゆる経済人を具体化する⁽⁶⁾のである。このことはまた、つぎのようにも表現される。すなわち、個別企業の、実際の経済的行動を確定することを通じてえられるものは、個々の企業の成果の像にすぎず、そこには求められる構成要因 (Komponente) たる私経済的活動に加えて、多様な偶然、障害などが包含されている。そのかぎり、いかに多数の企業について研究されようとも経済的結果 (Ergebnisse) の

みの研究をもつてしては、完全には役立たない。そして、私経済的考察は、それがなければ事実上の成果の把握に止まらざるをえない社会経済学に対して、私経済的活動の動因 (Agens) の把握を可能にさせるのである。このようにして、かれらの見解では、私経済的考察は個別的な経済主体の経済活動を、たんにその結果において捉えるのみでなく、その経済主体が実質的に何を目指し、それを目指していかなる行動をなさんとするかを把握し、そこに経済主体の純粋に私経済的な動因および行動様式を確立することを可能ならしめるものだったのである。そして、それは、古典派によって経済学の基礎におかれ、経済主体の多様性を明らかにした歴史学派の研究によって非現実的だとして否定し去られた「経済人」を、より具体的に把握することを意味し、したがって、再び古典派的な国民経済学の体系を形成する基礎を確立するものだと考えられたのである。ワイヤーマン・シェーニッツが、「私経済学の課題は、全く大まかに表現すると、経済人の具体化である」となしたゆえんである。

ところで、かれらは、こうした私経済的考察が体系的に行なわれるときに獲得されうる重要な新成果 (Neuerfindung) として、具体的につきの六項目をあげる。第一に、私経済学は、社会経済的現象の中から、そこに参加している各経済個体の純粋な努力とそれに対応する行動に帰せられるあの重要な部分 (Antheil) とを、できるだけ正確に抽出する可能性を与える。かれらによれば、この部分の抽出は、社会経済的集団の経済成果から参加個別経済の様々な経済成果を取り出して前者に対比することによっては達せられず、参加者の経済的意欲 (Wollust) に直接接近することによってのみ達せられる。通常成果の確定に止まっている国民経済学と異なって、私経済学がこの点により深く立入ることを可能にするものは、単科大学にとっての主要な育成対象 (Hauptzuchtobjekt) たる私経済技術であり、それが科学的私経済学の不可欠の助手 (Gehilfe) をなすのである。第二に、

ある種の国民経済的認識にとつては、一般に、対象の私経済的考察を通じてはじめて問題が提起されるのであり、またしばしば、それを通じてより広範な疑問に全く新たな光が投げかけられる。この点についてかれらは一例をあげ、私経済的考察が、個別企業の資本集約度、技術の程度などの個別企業の具体的条件を考慮しつつそこで行なわれる考量にまで立入って認識を行なうことによつて、社会経済的考察によるのとは異なつた問題提起をなしうると説くのである。第三に、私経済学は私的経済主体に関するその研究を通じて、経済を営む人間の多様な理想型 (Idealtypen) の可能なかぎり明確な形成を行なう。かれらはそうした類型 (Typen) ⁽⁶⁾ が、国民経済学には欠けていると考える。すなわち、従来、共同経済の立場に対して、「私的利益 (Das private Interesse)」を対置することで満足し、その私的経済活動が職業、民族性、あるいはまた支配的な社会経済的關係などに応じて示す重大な相違を認識し尊重することが余りにも少なかつたのである。ところが、例えばともに狭い意味での企業者と称せられている工業家 (Industrielle) と大商人 (Großhändler) との間には重要な事柄に関して相違がみられる。また、一般に私的な最高の利潤追求と云われるものも、一方で株式会社が一時的 (Ephemertan) 利潤機会を軽視して営業の安定性ないし比較的遠い将来における一定の成果に向つて経済を営む場合と、他方で商人 (Geschäftsmann) が現在から極端な利潤を引き出すことに努めてそれが長い間にいかに作用するかを顧みない場合とでは、まことに著しい経済的相違が生ずる。しかも、このいずれにおいても、最高の営利性の追求が行なわれていることは明白であり、ただ一方においてはそれが長期的に (on the long run) 企てられ、他方においては短期的に (on the short run) 企てられているという相違があるのみである。さらに、すべての経済を営む人間がその経済活動において、同様に「経済人 (Wirtschaftsmensch)」であるとは云えない。このように詳細に

みると、「経済を営む人間」という類 (Gattung) の内には大きな相違が存在し、その相違は社会経済理論にとっても経済政策にとっても重要なのである。そして、私経済学は、直接的に私経済的意欲にまでその研究を向けることによって、複雑な現象の中から様々な色彩の相違を考慮しつつ私経済的要素を抽出し、理想型、すなわち、^非ず類の類型 (Gattungstypen) ^の 一つで一層精巧に区別される種の類型あるいは亜種の類型 (Art- und Untertypen) を形成することができる。もとより、それは私経済学の特殊性ではない。だが、経済科学の分野では従来、この認識あるいは認識手段は殆んど存在しなかったのであり、しかも従来の国民経済学者の一般的な用具 (Rüstzeug) を以てしてはそれを達成することは通例不可能なのである。かくて、かれらはここに私経済学の新しい豊かな活動分野を認めるのである。ところで、異なる類型の様々な私経済的行動の正確な知識は経済政策担当者の客観的・方向指示的な基礎ともなる。この点が私経済学の第四の貢献をなす。ただ、かれらはこの点に關して、私経済学は経済政策を手引きしあるいは経済政策に干渉するものではなく、たんに客観的基礎を与えるに止まることを強調する。同様な効用を、私経済学によって研究される私経済において活動する人々が私経済学からえることは明らかであり、これが私経済学の第五の貢献としてあげられる。もっとも、かれらはこの点をあげるについては、国民経済学が全体に關係するのとは異なって私経済学は私的目的のみ仕えるという非難を考慮して、以上の叙述からこれが当らないことは明らかであろうと特に弁明している。そして最後に、以上の五点を度外視しても、この私経済学が国民経済学者に対して一般 (Allgemeinheit) の立場と私的利益的の立場を峻別する動機を与えるのみでも十分に意義があるとして、これを私経済学の第六の貢献となすのである。⁽¹⁰⁾ かれらがあげるこれら六項目の内、第四項目以下は、それ以前の三項目が達せられることによって自ずから生ずるものである。

って、いわば派生的なものである。それ故、私経済学の貢献は前の三項目に求められる。それらはいずれも、私経済学が国民経済学の及びえない私経済主体の内部にまで入り込みうることによって達成される。そして、前者にとってそれが可能である理由は、後者と異なって、前者が社会経済的観点ないし全体の観点から自由であるところに求められたのである。

(1) 一九〇三年に「ドイツ商業教育協会」によって募集された懸賞論文の当選作がゴンベルヒの「商業経営学と個別経済学 (Handelsbetriebslehre und Einzelwirtschaftslehre, Leipzig 1903)」であった。かれはこの論文において、商業企業の合理的な組織と管理の原理を教えるべき商業経営学が、その教えるべき原理を、個別経済の諸過程の観察からその因果関連を導出する個別経済学に基づいてのみ、科学的に獲得しようと主張し、あらゆる個別経済の経営学を包摂する個別経済学の確立を主張したのである。そうした個別経済学と国民経済学との関係をかれはつぎのように説いた。すなわち、前者は自己の経済的利益を求めて活動する個別経済の立場に立って個別経済の経済的活動を考察する。これに対して、後者は国民経済ないし共同体の立場に立って、国民の全体的な経済的形成と発展に対して個別経済活動が及ぼす影響を問題とし、経済政策の規制者としての国家の機能に対する指導原理を見出さんとする。そこで、両者は相互に区別されるとともに、後者の合理的形成は前者によって制約されることになる、と。こうした個別経済学は、かれによって、あらゆる形態の個別経済を対象とし、経済経営学を中心として経済事情および計算科学を包含する極めて包括的なものとして構想された。そして、かれは、この個別経済学が商人・工業家・農業家などの経済行為者を育成するための教育内容を形成する、と称したのである。

このようにして、ゴンベルヒは個別経済学と国民経済学との相違を、経済をみる立場ないし視点の相違によって基礎づ

けようとした。もっとも、かれの場合には、ワイヤーマン・シェーニッツとは異なつて、両者ともに極めて政策論的色彩の強いものとして把握されていた。このコンベルヒの所論については、かれのいわゆる経済事情においても個別経済的観点貫徹されるかという疑問が生ぜざるをえない。そこには、一方で統一的科学を樹立せんとしつつも、他方では商人に必要な知識を与えて商人を育成しなければならないという商科大学の性格から商業学に対して提出される要求が反映されていたとも解せられる。さらに、かれの見解に閲しては、すべての個別経済を貫ぬく統一的观点がありうるかという問題も残されていた。このコンベルヒの論文は、未だ商科大学における研究の進んでいなかった当時のものでもあり、発行当時には殆んど反響を呼ぶことなく終つたようである。

- (2) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 12~16.
 - (3) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 18.
 - (4) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 14 F. N.
 - (5) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 16~19.
 - (6) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 19~20.
 - (7) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 25~26.
 - (8) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 6.
 - (9) かれらは理想型と類型とを區別していない。この点に対する批判についてはつぎを参照のこと。
- 中村常次郎、前掲稿、一一九頁。
- (10) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 28~42.

(2) 私経済学の科学的性格

以上のような科学的貢献をなすものとして提唱された私経済学をワイヤーマン・シェーニッツはとくに科学的私経済学と称する。かれらは、その著書において私経済的考察を特徴づけるのに先立って、「私経済学と商業学 (Handelswissenschaften)」と題する一章を設け、そこで両者の比較を行なう。かれらの見解にしたがえば、當時商業学と呼ばれていたものは、かれの意図からみると一面において狭きにすぎ、他面において広きにすぎるのである。「狭きにすぎる」という面は研究の対象に関する。ただし、商業学の対象は商業にかぎられるのであるが、私的経済活動はそれにのみつくされるわけではないからである。もっとも、かれらは、商業学も商業企業のみでなく他の種類の企業をもそれが商業的側面を有するかぎり取扱う、という主張のあることを認める。だが、その場合にも商業学は各種企業の商業的側面という同種の側面に着目して問題とするのに対し、私経済学にとっては各種企業の特異性こそが重要なのであるから、商業学の対象はやはり狭すぎるのである。他方、「広きにすぎるといふ面は研究の方法に関する。ただし、商業学の名の下に教えられているものは、その実質において相当部分が科学の分野をすて去って技術論 (Kunstlehre) の分野に入り込んでいる。そのかぎりそれは科学的私経済学の枠を越えているからである。」⁽¹⁾

このように、かれらはみずから提唱する私経済学を、すべての私経済を対象とし、技術論から截別される科学として特質づけようとしたのである。そこで、かれらは私経済学の科学的性格を取扱うにあたって、まず「この私経済学は言葉の最も厳密な意味における『科学的学科』であるか、それは単に『技術論 (Technik)』すなわち、

金儲けの技術論 (eine Kunstlehre des Geldverdienens) ではないのか⁽²⁾と設問する。かれらによれば、まず、私経済学は、それが個別企業の可及的最高の営利性を達成するための諸原則の総体すなわち技術論 (Technik) である場合にも、認識の体系的完結性と統一性という科学的原則にしたがって、恰かも事実上本来の意味の科学であるかの如く形成されうるであろうことを承認せねばならない。そして、それ自体は、異なる科学から借用した構成部分を無計画に並べて非科学的と刻印をおされているいわゆる商業学の教科書に比すれば、多くのことをなしとげたものと云わねばならない。だが、この場合にも、こうした技術論としての私経済学は、かれらにとって、「恰かも本来の意味の科学であるかのような」ものであって、本来の意味の科学であるわけではない。かれらは、このような科学的に形成された私経済学の意義をこのように限定された形で承認したのち、国民経済学もまたその多くの部分が技術論であったし今日もなおそうであることを認め、さらに進んで、ウェーバーの見解を採用しながら、そのような国民経済学における技術論に関して、その最終的価値、特にフィリポヴィッチの提唱した国民厚生 (Volkswohlsand) に普遍妥当性ならびに一義性が欠如していることを指摘する。そして、これらのことから、私経済学の科学的な整備にとってつぎの結論がひき出されるのである。

第一に、私経済学は単なる技術論あるいは主に技術論として形成される。この技術論としての私経済学は、政策的国民経済学が国民厚生という指導的価値観点を選ぶように、個別企業の営利性という実践的価値観点を選ぶ。そこで、それに対しては科学の側から、それは悪しき金儲けにおけるでできるかぎりの常軌的行為への手引きに他ならない、という軽蔑的判断が表明されうる。しかし、第二に、私経済学もまた純粹科学として成立しうる。そのとき、それはもはや外から設定され確定している一つの目的 (ein von außen gesetzter, feststehender

Zweck) の達成のためのあらゆる可能な経済的処方や策畧の技術的学 (technische Lehre) ではなく、認識を自己目的として追求するという意味における科学である。こうした科学は、まず、それみずからのために営まれることによって技術論から区別される。その目的は「経験的現実の思维的整序 (denkende Ordnung der empirischen Wirklichkeit)」に他ならない。さらに、厳密に科学的な考察にとってはその判断 (Urteile) の普遍妥当性が特徴的であるのに対して、一つの確定している目的 (ein feststehendes Ziel) の実現に努める技術論はそのような判断の普遍妥当性を示しえない。それは、技術論が奉仕する最終価値に普遍的拘束性 (Allgemeinverbindlichkeit) が欠如していることによるのであり、そのことの故に技術論は言葉の厳密な意味における科学とはみなされないものである。⁽³⁾ このようにして、かれらは技術論的私経済学と科学的私経済学を区別して、前者の科学性を否定するとともに、かれらの提唱するものが後者であることを主張したのである。

その際、かれらは、最終的価値の普遍的拘束性を否定することを通じて技術論的私経済学の科学性を否定する見解に対しては、つぎの如き異論が提起されるであろうことを予想していた。すなわち、国民経済政策には普遍的な指導的価値は存在しないにしても、私経済政策にとっては、私経済的営利性という価値が普遍拘束的かつ一義的な指導的価値たりうるのではないか、という異論がそれである。そこで、かれらは、シェーア (J. B. Schär) ⁽⁴⁾ が営利性とは異なる価値に基づく私経済政策の体系を示していることを指摘して、そのような異論はこれを支持しえないと予めそれに反論していたのである。ただ、この場合、かれらが、シェーアの学説に対して、「かくして、かれは、われわれがみたように、商業における現実の経済的過程を商業の理想概念 (Idealbegriff) で測ることによって、国民経済的に基礎づけられた私経済学に達する。そのとき、それとともに、かれは明確に

経済科学の限界を超えて経済的世界観に達する……」と述べていた点は看過されてはならないであろう。

ところで、かれらは、科学的私経済学を提唱するにあたって、それが例えば「いかに複写器をまわすか」といった様な、重要でない笑うべき事を取り上げると考えられている点に一つの障害を見出した。かれらによれば、国民経済学者が商業学において考えるのはそうした種類のものだったのである。そこで、かれらは私経済学が「本質的なもの (das Wesentliche)」と「本質的でないもの (das Unwesentliche)」とを分けて、前者のみを研究するものであることを主張せんとし、そのために、撰択の原理 (ein Prinzip der Auswahl) を導入することになる。ただし、「本質的」とか「非本質的」とかいう概念は関係概念 (Relationsbegriff) であって、第三の概念 (ein dritter Begriff) に関係づけられるときにのみ意義をえるが故に、こゝに第三の概念たる撰択の原理ないし「価値関係づけの原理 (ein Prinzip der Wertbeziehung)」が必要となるからである。ここで、かれらは、「評価的方法 (wertendes Verfahren)」と「価値関係づけの方法 (wertbeziehendes Verfahren)」とを区別するリッケルト (H. Rickert) の見解を引用しつつ、そのような原理を求めることがすべての価値観点を排除する科学としての私経済学においても可能であるゆえんを説く。かれらによって引用された文章においてリッケルトが説明しているのは、次の二点である。第一に、価値関係づけの方法は、一定の価値が事実として主観 (Subjekt) ないし文化人 (Kultur Mensch) によって価値として承認されていることを認めて、その価値が附着しているために有意味となる諸財の現実化を促進あるいは阻止するものを本質的とする。それ故、それは存在するもの確立であって評価とは異なる。第二に、指導的文化価値が変れば歴史的叙述も変化し、したがって文化価値への関係づけが歴史的な概念構成を規定する。すなわち、この方法は事実として価値であると承認されている価値を、そ

の価値の妥当性 (Geltung) を考慮することなく、概念構成の前提とするところにその特質を有するのである。それでは、私経済学について、そのような選択原理はなにに求められるのであろうか。ワイヤーマン・シェーニツはそれが営利性に求められると主張する。ただし、われわれの資本主義経済時代にとっては生産手段の私有と資本主義的企業とが特徴的であり、その資本主義的企業の叙述においては、それを資本主義的企業たらしめている特質、すなわち営利性の追求が私経済学にとって本質的と思われるからである。かくして、私経済学はこの営利性を基準として本質的なものを選択することになる。⁽⁶⁾このようにして、かれらはここでは資本主義的企業の本質たる営利性を私経済学の指導的価値観点として措定する。したがって、リッケルトの云うように、その価値観点によって私経済学の叙述、概念構成が規定されねばならないわけである。

この価値関係づけの方法と関連して、かれらは一般に政策論、したがって私経済的技術論をも科学的に取扱う可能性を指摘する。すなわち、われわれは第一に特定の集団によってその意欲と行為の基礎に特定の価値判断がおかれ、それが当該者の行為に対する尺度となっていることを確定しうる。そして、第二にわれわれは同じあるいは類似の活動領域に属する数個の集団の実際の成果とこれらの目的とを比較し、それを通じて追求される目的を基準として様々な行為と施策の合目的性に関して比較判断を下しうる。この判断はなお価値関係づけであって評価ではない。ただし、それは、どこかで評価された成果がだれかによって行なわれる施策を通じて、どの程度実際に達成されているか、あるいは将来達成されるであろうか、という確定にすぎないからである。そこで、それを科学的私経済学から特に区別する必要はなく、科学的私経済学はそれを含んで統一的な全体をなすのである。ここで注意すべきは、それが、「人々がいかにして最善に営業を営むか」、あるいは、「あれこれの商品の取引き

をいかにしてより有利に行なうか」の手引き (Anleitung) とは本質的に異なることである。そのことは、この価値判断に対して、「有利とは何か？ 私は商人として、一時的な最高の利潤よりも、たとえひかえ目にしても継続的な利潤を有利とみる。私の隣人は反対の見解である」と抗議するときに、直ちに明らかになるのである。⁽⁷⁾ここではかれらは有利であるという目的が必ずしも一義的でないことを批判の根拠としていたわけである。

以上のようなワイヤーマン・シェーニッツの主張に従えば、かれらの提唱する私経済学は資本主義的企業が営利性の追求を不可欠の特質とするという事実からみずからの選択原理を獲得し、それに関する本質的なもののみを認識することを自己目的とすることによって科学となる。したがって、かれらの提唱する私経済学は独自の選択原理と研究対象を有する独立の科学であると考えられる。ところが、かれらはその私経済学が独立の科学ではなく社会経済学の一部分学科であると主張した。なぜなら、社会経済的に価値強調 (Wertakzent) をえるもののみが特に私経済的考察にとって関心のあるものとして現われるからである。そこで、ここにおける意味での私経済学者が例えばカルテルを研究するのは、それが社会経済的考慮から価値ありとされるが故である。かくして、個別企業の営利性への関係づけは、より高次の価値すなわち生産性、国民厚生などの国民経済的価値に奉仕する手段価値 (Mittelwert) なし二次的価値 (sekundärer Wert) への関係づけにすぎないのである。この場合に、営利性が社会科学的にみて価値を有するのは、資本主義経済においては国民経済的生産性が通常大幅に私経済的営利性に依存していることによる。こうした理由からまた私経済学を取り上げることが普遍的な関心事となる。ただ、このように社会経済的に意義を有するもののみが取り上げられるにしても、そこで取り上げられるものはこれを私経済的観点から考察し、それ故に特に私経済的な努力と利益とを完全に把握しうる点が、こうした私経

済学の存在理由をなすのである。⁽⁸⁾かくして、ワイヤーマン・シェーニッツは営利性を国民経済的価値に奉仕する手段価値として規定することを通じて、私経済学を社会経済学の一部分学科たらしめようとしたのである。

以上は、ワイヤーマン・シェーニッツの提唱する科学的私経済学の、いわば科学的考察方法に関する基礎づけであった。そこで、かれらはさらにその対象である私経済を限定し、ついで私経済学の概念規定を行なうことになる。私経済を規定するにあたって、かれらはまず私経済をゴンベルヒのいわゆる個別経済から区別する⁽⁹⁾。ただし、ゴンベルヒの個別経済は、私経済のみでなく共同経済をも含み、そこに含まれる個別経済の共通点はわずかに実際に把握可能な経済経営である点にのみ見出されるにすぎないほど広範な概念であると同時に、私経済的目的を追求するための諸個別経済の結合体は、これを除外するからである。私経済学の関心は社会経済的現象のいかなる部分が経済する主体の自己の厚生を追求する努力に帰するかであり、ここにいわゆる私経済の私的特徴は社会全体に対する配慮によって制約されることなく行なわれる思考と行為とに見出される。したがって、一方において全体への配慮によってその思考と行為が制約される個別経済、例えば、国家経済、地方公共団体の経済は私経済ではありえない。同時に他方において、諸個別経済の結合体において個々の構成員に対する拘束がいかに強くあらうとも、その結合体の目標が、専ら、結合された諸個別経済により高い営利性を達せしめるところにあるかぎり、それは私経済をなす。そこで、カルテル、トラストもまた私経済と解せられることになる。つぎに、かれらは私的営利経済と私的消費経済とを含む私的家政 (Privatwirtschaft) を対象とする家政論 (Haushaltstheorie) を提唱したワイヤー (H. v. Mayer) に言及して、消費経済と営利経済とが互に区別された分野であるが故に、私経済学の対象としてまず後者のみを取り上げるのが合目的であるとなす。かくて、かれらは、ここにい

いわゆる私経済から消費経済を除外することになる。

以上のように私経済の範囲を限定したのち、かれらは私経済の特質 (ein Charakteristik der Privatwirtschaft) を求める。かれらは第一に、可及的最高の営利性の追求が私経済の特徴か、と問いこれを否定する。かれらによれば、例えば、私的経済主体によって営まれ、経済性の原則に従って運営されながらも、最高の営利性を無視して最良の品質の製品の生産に努める模範農場 (Musterfitter)、あるいは手工業者、商店主などの中産階級の多くの類型をみれば、そのことは明らかである。可及的最高の営利性の追求は発展した資本主義の企業者の私的経済行為を特徴づけるものではあっても、すべての私経済の特質であるわけではない。したがって、それを私的に経済する人間のすべての類 (Gattung) にとって普遍拘束的価値となすことは誤まりである。そして、この点もまた私経済学を金儲け論だとする見解に対する反論の一つの根拠となる。ついで、第二に、かれらは経済原則ないし経済性が私経済を特徴づけるものであるかと問い、それをも否定する。けだし、そうした経済性が営利性の追求と矛盾するとき、後者が優先される場合もみられるからである。このようにして、私経済は最高の営利性の追求ともまた経済原則とも必然的には結びつかない。そこで、かれらは「われわれが各私的経済行為の一般的目的 (Allgemeinzwack) に関して云ふことは……なんらかの収益の獲得 (Erzielung eines irgendwelchen Ertrages) である」と云う。ただ、かれらも、それが個々の私的経済主体によってその種類と大きさにおいて非常に異なって追求されるが故に、それを私経済の一般的な理想 (allgemeines Ideal) とみることはできないことを承認している。したがって、「なんらかの収益の獲得」は各種私経済に関するいわば最大公約的な特質をなすわけである。

最後に、かれらは、私的経済行為のもう一つの本質的指標として、「自分の財布のための経済行為 (Wirtschaften für die eigene Tasche)」であることをあげる。その際、これに対して、株式会社における経済管理者と利益享受者との分離という事実を指摘してなされる批判を予期して、かれらは、そこでは自己のために経済を営むことが不可能ではなく、その機会が利用されていないだけだと反論を加える⁽¹¹⁾。

かくして、私経済は「なんらかの収益を獲得するための、自己配慮的私的経済主体の活動である」と規定され、私経済学は「社会経済学 (国民経済学) の部分学科であって、なんらかの収益獲得のための自己配慮的私的経済主体の活動を対象として有し、狭義の社会経済的考察とは異なって、この活動を、その私経済の個々の類型にしたがって特殊化された私経済の利益の観点の下で考察する」と規定されることになる。だが、こうした私経済および私経済学の規定は、営利性を私経済学の選択原理とする立場と矛盾しないであろうか。ワイヤーマン・シェーニッツは、ここでの私経済の規定とそのような選択原理の規定とは矛盾しないとして、その理由をつぎのように説く。「……というのは選択原理と普遍妥当的価値とは当然同じものを意味しないから。選択原理は論理的な便法 (Behelf)、すなわち価値への関係づけであって、『賞讃』あるいは『非難』ではない。そこで、例えば、社会主義者は個別企業の営利性追求を評価的には非とするが、資本主義的経済時代の叙述のための選択原理としては選ぶ⁽¹⁴⁾る」と。これによれば、なんらかの収益の獲得は普遍妥当的な価値として「評価的」に是とされるのに対して、営利性はそのような普遍妥当性をもたないけれども選択原理としては用いられるのである。だが、後にみるようにこのような説明によっては上述の疑問は解かれていないのである。

- (1) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 8~11.
- (2) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 42.
- (3) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 42~50.
- (4) J. F. Schar, a. a. O. 44年『第一巻』(6) を参照せられたる。
- (5) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 53. F. N. なる年、引用文中の傍点部分は原文ではゲシニェルト。
- (6) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 54~59.
- (7) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 59~61.
- (8) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 64~67.
- (9) L. Gomberg, a. a. O. 44年『第一巻』(7) を参照せられたる。
- (10) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 76.
- (11) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., SS. 67~78.
- (12) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 79.
- (13) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 80.
- (14) Weyermann u. Schönitz, a. a. O., S. 75.

(3) ワイヤーマン・シエーニッツ私経済学の吟味

以上のように、ワイヤーマン・シエーニッツは国民経済学を補完するために私経済学が必要であることを強調

し、前者の部分学科として私経済学を樹立せんとした。その場合、かれらは、一方でみずから提唱する科学的私経済学をいわゆる技術論的私経済学から截別して後者の科学性を否定するとともに、他方では科学的私経済学を専ら国民経済学の部分学科としてのみ成立しようと主張した。したがって、かれらの主張は、当時商科大学において進められていた私経済的研究が独立の科学を形成する可能性を否定し去ることともなり、そのために商科大学に奉職する私経済学者からは後述の如き激しい反撥を受けることになった。だが、それらの点に関するワイヤーマン・シェーニッツの主張は妥当なものだったのであろうか。われわれはこれを吟味しておかねばならない。

まず、ワイヤーマン・シェーニッツが私経済学を国民経済学の一部分学科たらしめようとした点から検討しよう。かれらは特に私経済的特質を十分に把握するためには私経済主体の利害の立場に立つことが必要であると論じ、そこに私経済的考察の特質を求めていた。そのことは、私経済学の科学的な性格を考える場合には、その選択原理に表現されるものと考えられる。そして、かれらはそれを営利性に求めたのであった。そのかぎりでは、私経済学は営利性に関連する諸事象を本質的なものとして認識する科学として理解されたのである。ところが、かれらは、私経済学を国民経済学の一部分学科として位置づけるために、私経済学が社会経済的に価値強調を有するもののみに関心をもつ、という形で実質的には私経済学に対して「社会経済的価値」という新たな選択原理を設定するに至った。しかも、営利性という私経済学の選択原理の価値を、それが社会経済的価値に奉仕するという関係から根拠づけ、それによって私経済学の科学的正当性を主張しようとしたのである。したがって、この場合には、かれらが引用した文章におけるリッケルトの主張とは異なっており、営利性は、それが事実上価値として認められているが故に、一つの価値として科学において容認されるのではない。かえって、かれらが営利性を価

値と認める根拠は、それが国民経済的価値を促進するといふところに、したがって、後者を基準とする価値判断に求められていたのである。その上、そこで判断基準とせられた国民経済的価値は、かれらによって普遍的拘束性をも一義性をもたないとして排斥された国民厚生あるいは国民経済的生産性であった。かれらの立場からそのような価値判断がなに故に許されるのかは、これを理解することができない。こうした欠陥を除く途は二つあると思われる。その第一は、営利性が事実上価値として承認されているものとして、それを選択原理として貫ぬく途であり、第二は、営利性に代えていわゆる社会経済的価値のみを選択原理として措定する途である。前者は独立の私経済学に連なり、後者は社会経済学ないし国民経済学に連なる。そして、「社会経済的価値強調」を本質的であるか否かの基準として措定するかぎりのワイヤーマン・シューニッツの立場は、実質的には後者の途をとっているのであり、そこではもはやかれらの主張する如き特に私経済的な考察は成立しえないものと思われる。かくて、この関連においては、国民経済学にとって不可欠な私経済学を前者の部分学科たらしめようとする試みは、論理的には、かえって後者を否定する結果を生ぜざるをえなかつたのである。

営利性という選択原理とかれらの国民経済的志向との矛盾はこれのみに止まらない。それは、かれらが私経済学の対象たる私経済を、営利性とは無関係に、専ら、「私経済とは何か」という見地から規定しようとしたところにも表現されている。選択原理は、多様性を有する現実の諸現象の中から、一個の科学に固有の考察の対象となるべき本質的な現象を抽出するための基準をなすものであった。したがって、営利性を選択原理とする私経済学の認識しうる現象は営利性によって限定される。そこで、その私経済学は営利性とは無関係にその考察の対象を規定しうるわけではない。それにもかかわらず、かれらは営利性原理に導かれぬ私経済をも、それが私経済

であるという理由によつて、私経済学の対象に含めようとし、またそこからそれらの私経済の特質として営利性とは別個のものを指定した。だが、そのような規定の仕方はそもそも論理的に不可能だったのであり、そこにはこの点に関するかれらの理解不足が露呈されていたと云わねばならない。そして、そのことはまた、私経済学の選択原理とその対象たる私経済の特質との相違に関する弁明の内にも表現されていた。すなわち、かれらの弁明において普遍妥当的価値と云われているものは私経済の特質たる「なんらかの収益の獲得」を指すと解するよりほかないのであるが、かれらの弁明は、私経済の特質とは異なる選択原理を通じて、私経済学がいかにして私経済に本質的なものを認識しうるのか、という疑問にはなんの解答をも与えてはいないのである。⁽¹⁾

このように、私経済を私経済学の対象として規定したことは営利性という選択原理との関係において問題を含んでいた。しかし、そうした規定は、かれらをして私経済学を提唱させた動機からみるならば、むしろ当然であったと思われる。けだし、かれらにとっては、国民経済という有機体を構成しかつ独自の生活を営んでいる個別的細胞たる諸私経済を、その特異性において把握することが国民経済的に必要だったからである。だが、かれらも認めている如く、異なる利害ないし原理によつて導かれている種々の私的経済主体を包摂する「私経済」に対しては、かれらがゴンベルヒの「個別経済」に対して投げかけたように、それは異質の対象の混合ではないか、という疑問が発せられうるであろう。殊に、かれらの私経済が消費経済を含まないのはたんに便宜的な処置であつて原理的な根拠によるのではないことを想起するとき、この疑問は一層妥当性を強めると考えられる。ところが、ここで注意すべきは、かれらの場合にはゴンベルヒとは異なる事情があつたことである。すなわち、ゴンベルヒは独立の科学としての個別経済学を考へていたのに対して、かれらの場合には私経済学の背後に社会経済

学があった。そして、かれらが私経済を私経済学の対象としたときにかれらを導いていたものは、個々の私経済の利害の立場（これこそがかれらによって私経済学の立場だと称せられていたのであるが）ではなく、社会経済的関心にほかならない。そして、そのような社会経済的関心ないしその底にある社会経済的価値が多様な私経済に関する認識に統一性を与える根拠をなしていたものと解せられる。このようにみると、かれらが私経済学の選択原理として営利性を指定したことは、かれらの意図からみて誤りだったのであり、かれらの私経済学の選択原理はなんらかの国民経済的価値でなければならなかったのである。だが、そのときには、社会経済的観点から自由な私経済的観点が私経済的考察を貫ぬくわけではなく、したがって「私経済の主体の経済的努力と行為の中へ自ら思想的に入っていく」ような考察は不可能となるであろう。そして、そのことは逆に、かれらとったのとは異なる途を通して、そうした考察を行なう可能性が残されていたことを意味すると解せられる。

つぎに、ワイヤーマン・シェーニッツが技術論的私経済学の科学性を否定した根拠を検討すべきであろう。第一に、営利性を一つの確定した目的として前提する技術論的私経済学に対して、それが金儲け論であるという非難を浴せること自体は、なんら科学的意味をもちえない。しかも、営利性が国民経済的価値の実現に奉仕するという理由を以って、その価値を承認せんとしたかれらの立場からすれば、そうした非難は一層その意味を失なうものと言わねばならない。

第二に、私経済政策の指導的価値としての私経済的営利性が普遍妥当性をもたないことを示す根拠に、シェーアの学説をあげることはいかかれらの立場からすればなんの意味をもちえない。ただし、ワイヤーマン・シェーニッツもまた資本主義的企業の特質が営利性高場の努力にあることを事実として認めている。そのかぎり、資本主

義的企業については営利性が指導的価値をなすことを事実として認めざるをえないのであり、それは事実の確定の領域に属する。しかも、資本主義的企業という対象に即して事実としてその目的が確定されるならば、かれらのいわゆる政策論の科学的取扱いと同様に、科学的に手段の究明を行ないうる。したがって、営利性を資本主義的企業目的としてその私経済政策を展開することは、かれらの排斥したような主観的価値判断を含まず、それが資本主義的企業に妥当しうることは、これをかれらといえども認めざるをえないはずである。ただ、特定の個人がそのような私経済政策を、自身の抱く主観的な価値理念に照して、肯定するか否定するかは主義ないし世界観の問題として残される。シェーアの主張が、かれらの指摘する如く「経済的世界観」であるならば、それを根拠とする私経済的技術論の否定はこの段階の問題である。そして、この意味の普遍妥当性は、ワイヤーマン・シェーニッツの立場からみても、科学性をもつか否かの基準とはなりえないはずだと解せられる。

そして、第三に、なんらかの目的を達成するための手段・方法を与えることが直ちに科学の領域を超えるものだという主張については、それはもはやいわゆる価値判断論争の成果を援用して主張しうる論点ではなく、科学という言葉の単なる用語法の問題になる、と云いうるであろう。そうした用語法の背後には、技術論に対する科学の優越性という意識が潜んでいたと思われるが、それに関しては、なに故に認識を自己目的とすること自体が尊しとされねばならないか、というシュマーレンバッハの反論⁽²⁾が看過されてはならないであろう。

最後に、ワイヤーマン・シェーニッツは、政策論の科学的取扱いが手引を与えることとは異なるゆえんを説明する際に、後者にあつては目的に一義性がみられない点を指摘していた。だが、かれらがそこであげる例においては、主体を異にすると目的が異なるという形で、目的の多義性が捉えられている。そこで、かれらの主張する

ように私経済の類型的な具体的把握が可能であるならば、各類型毎に別個の一義的な目的を中心とする私経済政策が可能なのではないか、という反論が当然に考えられる。したがって、かれらの主張のかぎりでは、この点もまた技術論的私経済学否定の根拠とはならないように思われる。⁽³⁾

このようにして、ワイヤーマン・シェーニッツが技術論的私経済学の科学性を否定するべき理由としてあげた点は、いずれもその妥当性を認め難い。そのかぎり、技術論的私経済学を科学的に形成する可能性がかれらによって否定しつくされたわけではなかったのである。

(1) 私経済学の選択原理に関するかれらの見解に対する批判については、なおつぎの文献を参照されたい。

北川宗蔵、前掲書、六四頁以下。

中村常次郎、前掲稿、一一〇頁以下。

(2) この点については第四節を参照のこと。

(3) わが国において、技術論的ないし政策論的経営学の成立可能性を、その目的に一義性が欠如していることを指摘することによって否定した代表的な経営学者に故馬場敬治博士が居られた。博士は技術論的ないし政策論的経営学が科学的に成立する可能性を否定し、理論科学としての経営学樹立に努められたのであった。ただ、博士が目的の一義性の欠如を問題とされる場合には、ワイヤーマン・シェーニッツとは異なって、特定類型の対象についても、目的の蔽密に一義的な規定が不可能であることを主張されたのであり、その点において博士の批判は一層徹底しており、技術論的ないし政策論的経営学に対しては蔽しいものだったのである。そして、そのような技術論的経営学批判を積極的に承認した上で、しかもそこから出発して企業目的の一義的な確立の途を企業活動の理論的究明に求め、そこに経営学の課題を見出している学者

に漢利重隆教授が居られる。教授はこれによって馬場博士の如き論法によって否定される経営学の政策論的あるいは管理論的性格を科学的に確立しようとするのである。なお、馬場博士および漢利教授の見解についてはつぎを参照されたい。

馬場敬治、経営学方法論、日本評論社、昭和六年。

馬場敬治、経営学研究、森山書店、昭和七年。

漢利重隆、経営学の基礎（改訂版）、森山書店、昭和三七年。

三 ニックリツシュの私経済学としての商事経営学

ワイヤーマン・シェーニッツは国民経済学の部分学科としての科学的私経済学を確立しようとして著書を著わしたのであるが、その際科学的私経済学が国民経済学の部分学科としてのみ成立しようという見解を示していたところが、かれらのそうした主張はかれらの援用する選択原理の方法によっては論証されず、かえってその方法は国民経済学とは別個の独立の私経済学成立の可能性を示していたのである。のちにみるように、かれらの著書をきっかけとして展開されたいわゆる私経済学論争において、独立の私経済学を主張した私経済学者は、ワイヤーマン・シェーニッツによる科学的私経済学の基礎づけを批判して独自の選択原理をもつ科学としての私経済学を意識的に主張したわけではなかった。だが、それらの私経済学者が、私経済学の考察の立場に関連して「個別経済の目的設定に関して意義があると思われるかぎり」とか「企業の立場」とかを持ち出したとき、かれらは選択原理に類似したものをそこに設定していたと解することができよう。ニックリツシュの「商業（および工業）

の私経済学としての「商事経営学総論」もまたそのような立場から書かれたものとみることが出来る。

ニックリッシュはライプチッヒ商科大学およびチュービンゲン大学で学び一九〇二年にチュービンゲン大学で学位をとった。ここから知りうるように、かれは商科大学の誕生とほぼ時を同じくして学問研究の途に入り、一九世紀の伝統的な商業学からは比較的自由に、商科大学における研究を考へうる新しい世代に属したのである。学位取得後かれは一九〇八年から二年間ライプチッヒ商科大学で講師として商業経営学を講じたのち、一九一〇年にはマンハイム商科大学に教授として招かれ、そこで商業学を講ずることになった。その間、一九〇八年に、かれはシュテルン (R. Stern) らと共に商業学研究のための雑誌 (Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis) を創刊して、商科大学における商業学的ないし私経済学的研究を強力に推進した。そして、その雑誌は、のちのちまでドイツ経営学の発展に大きな貢献をなしたのである。こうした経歴および地位からも容易に推察されうるように、かれは私経済学を国民経済学と並立する科学と考へる立場を取り、上記の書物においては、その一部を構成する商事経営学の内容を展開しようとしたのである。⁽¹⁾

(1) なお、ニックリッシュのこの著書を取り上げた論文につきのものがあり、そこにかれのやや詳しい経歴が述べられてゐる。

藤津清治 (稿)、ニックリッシュ経営学の一考察、ビジネス・レビュー 第九巻 第三号 二五頁以下。

(1) 科学としての商事経営学

ニックリツシユはこの著書のはじめに国民経済学との関連を考慮しながら私経済学を規定しようとしている。すなわち、かれの著書はつぎの文章で始められている。「経済科学は二つの異なる側面から叙述される。一般 (Allgemeinheit)」、一般的福祉 (allgemeine Wohl) すなわち一国家の領域内に存在するすべての経済の立場からと、個別経済、個別経済の福祉すなわち個別経済の責任ある管理者の立場からとがそれである。(改行)前者からの叙述は国民経済学と称せられ、後者からのそれは個別経済学、私経済が問題であるかぎり私経済学と称せられる。(改行)両科学の研究の対象は同一である」と。かれもまた、ゴンベルヒやワイヤーマン・シェーニツツと同様に、考察する立場の相違から経済科学を二分しようと考えたのである。

それではここで「研究の対象が同一である」とはなにを意味するのであろうか。かれは上の文章に続いて両科学の限界分野についてつぎのように説いている。すなわち、経済生活の内には、一般の立場からも個々の経済の立場からと同じ側面および視点から考察される現象がある。それらの現象はその観察、叙述および判断が同じ形で国民経済学にも私経済学にも接合されるものであって、そうした意味で両科学に共通な分野である。それが両科学の限界分野をなす。⁽²⁾こうした説明においては、この限界分野以外ではすべての現象が両科学によって異なる側面および視点から考察され、そこには共通の分野は存在しないことが前提されている。私経済学と国民経済学とは、考察の立場を異にすることから、共通でない分野をそれぞれの考察の対象として有することになり、その意味で考察の立場が考察の対象を規定していると解さねばならない。換言すれば、考察の立場は選択原理に類似

した機能を含意しているのである。このように考えるならば、さきに「研究の対象が同一である」と云われた「研究の対象」はいわば「経験対象」であり、考察の立場によって規定される考察の対象がいわば「認識対象」をなすとも考えられる。

さて、ニックリッシュが展開しようとしたものは第一に個別経済学ではなくて私経済学であり、第二に私経済学一般ではなくて「商業（および工業）の私経済学」である。この第二の限定の意味するところは、ここにいわゆる私経済学が商業を営む私経済にのみ関係するということである。そして、商業を営むという規定は商業を專業とすることを意味するのではなく、副次的にせよあるいは例外的にせよ、一般に商業を営むことを意味している。⁽³⁾すなわち、この場合には、業種を問わずなんらかの形で商業を営む私経済がここに含まれるのであり、そのいずれについても、商業を営む活動に重点がおかれるという意味で、「（および工業）」という規定がなされたものと解せられる。ところで、かれは商業概念を規定するに当って、商業概念から利潤を追放したシェーアの見解を批判して、商業の概念に「利潤という目的のために」という規定を含めるべきことを主張する。⁽⁴⁾そこで、かれの私経済学の問題とする私経済は営利目的を有する私経済ないし営利経済（Erwerbswirtschaft）である。そのみではない。かれは営利経済の内、後述の如き特定の特質を有するものを特に企業と称するのであるが、私経済学は物事を主に個別企業の営利性の問題との関連において考察する、とも主張する。⁽⁵⁾したがって、ニックリッシュ私経済学の考察の立場は私的個別企業の立場であり、そこで中心におかれていわば選択原理の機能を果すものは営利性である、と解せられる。このようにして、ニックリッシュは実質的には商業を営む私企業の指導原理たる営利性を選択原理とする私経済学を構想していたのである。そのかぎりにおいて、「営利性が私経

経済学の選択原理である」としたワイヤーマン・シェーニッツの見解を、より徹底させたものだと思ふことができる。

こうした私経済学は、ニックリッシュによると、私経済の生活を構成する諸事実ならびにそれら諸事実間の空間的関連すなわち状態 (Zustände) と時間的関連すなわち過程 (Vorgänge) とに関する学である。それはまず「存在するもの」(was ist) を認識し、えられた認識を体系的に整理し、さらに相互に関係づけてそれらの認識から成る統一体ないし認識の体系を形成する。すなわち、それは存在に関して体系的な認識を獲得することを課題とする。そこでそれは厳密な意味における科学的学科をなし、しばしば考えられる如き技術論 (Technik)、すなわち最大利潤獲得のために遵守されるべき諸原則を与える技術論 (Kunstlehre) ではない。

この場合、獲得された諸々の認識の整序・体系化はニックリッシュのいわゆる考察の立場から行なわれることになると思はれる。そこでそのようにしてえられた認識の体系から、私経済的活動のための諸原理および諸原則の体系が導出されることになる。だが、そのような諸原理および諸原則の体系を形成することはもはや私経済学の限界を超え、技術論たる私経済政策をなす。それは私経済学とは別個の独自の学科をなし、私経済科学 (Privatwirtschaftswissenschaft) の内に私経済学と並ぶ地位を占める。もっとも、かれは私経済科学がさらに私経済史を含むものと解しているが故に、私経済科学は私経済学、私経済政策および私経済史から成るものと思はれる。

ところで、私経済科学は私経済内部におけるすべての状態と過程とを取り上げるのみではなく、外界と関係する状態と過程、さらには諸経済間に発現する事柄が私経済的側面を有するかぎりそれをも取り上げる。ここに私

経済的側面とは私経済の立場から関心のある側面であると解することができるであらう。そこで、私経済学の実質的な研究対象は私経済の立場から関心のある状態および過程であることになる。こうした研究対象をニックリッシュは経営の事柄 (Dinge des Betriebs) と経営間の私経済的状态および過程とに分け、それに対応させて私経済学および私経済政策を、経営学 (Betriebslehre) と経営技術論 (Betriebstechnik) (商業学 (Handelslehre) と取引技術論 (Verkehrstechnik) にそれぞれ二分する⁽⁶⁾)。ニックリッシュが展開するものはこの内の経営学をなすのであり、それはつぎの如き課題を有するとされる。すなわち、第一に私経済における諸事実および諸事実関連を確定し、第二にその本質および因果関連を究明し、第三に比較を通じて個別的認識を加工することがそれである。こうした研究を通じて私経済の発展の中にある一定の傾向が導出され、それが命題 (Sätze) あるいは原則 (Regeln) の形で表現されることによって経営学はその課題を達成し、それと同時に経営技術論への橋渡しがなされるのである⁽⁷⁾。

このようにして、ニックリッシュは、ワイヤーマン・シェーニッツと同様に、私経済学を厳密な意味における科学と解して私経済政策ないし私経済的技術論から截別した。だが、かれは私経済的技術論をも私経済科学の枠内で考え、広い意味での科学として認めていたのであって、この点においてはワイヤーマン・シェーニッツとは見解を異にしていたのである。ただ、私経済学と私経済政策との間に、したがってまた経営学と経営技術との間に、前者の研究結果としての諸命題・諸原則に基づいて後者が成立するという関連を認めるかれの主張においては、私経済政策に固有の研究の内容が明確化されてはいなかったのである⁽⁸⁾。

- (1) H. Nicklisch, a. a. O., S. 1.
- (2) H. Nicklisch, a. a. O., S. 1.
- (3) H. Nicklisch, a. a. O., S. 5.
- (4) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 37~41.
- (5) H. Nicklisch, a. a. O., S. 4.
- (6) ほほ同じ頃に行なった講演において、ニクトリッシェは上記のやうに述べている。「商業経営学 (Handelsbetriebslehre) は企業内で演ぜられる諸過程を対象とし、商業学 (Handelslehre) は商業に参加するすべての企業の相互作用から生ずる諸過程、すなわち一経済と他の経済との間の給付の交換に仕える諸過程を対象とする。前者においても後者においても、国民経済的立場からではなく、私経済的立場から、すなわち一国家の境界内の経済の総体の立場からではなく、個別経済の立場から叙述が行なわれる」(H. Nicklisch, Die Entwicklung der Handelswissenschaften an den Handelshochschulen, Leipzig 1911, S. 25) と。ここで商業経営学とは商事経営学と同義であると解せられる。
- (7) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 4~8.
- (8) かれはつぎのようにも述べている。「大抵の著者によってそれ(=商事経営学——田島)は本質的に技術論として把握されている。しかし、その場合、それが体系的に提示するべき原理と原則は事実的關係の究明を通じてえられる、といふことがつねに前提されているように思われる」(H. Nicklisch, a. a. O., S. 15) と。こゝにいわゆる事実的關係の究明を行なうものがかれのいわゆる厳密な意味の科学であることは申すまでもないが、その場合に技術論はどのような研究を行なうのが明らかにされていらないわけである。

(2) 企業概念と企業の指導原理

すでにみたように、ニックリッシュ商事経営学は商業を営む企業の立場から企業内の状態および過程を研究する。それでは企業とはどのようなものであろうか。

ニックリッシュによれば、企業という概念は必ずしも一義的ではないが、広義においてそれは個別経済の内での節約経済ないし家政経済 (Spar-oder Haushaltswirtschaft) から区別される営利経済を意味するものとして用いられる。ただし、企業概念は企業者によって自発的に引受けられ、その興亡をかけて負担される財産危険を前提するのであるが、前者にあつてはこうした契機が欠如しているからである。だが、ニックリッシュがここで用いているのはこの広義の企業概念ではなく、狭義のそれである。狭義における企業を、かれは、企業者ないし危険の負担者からある程度独立し、両者が区別されえないほど緊密な関係を保ってはいないような営利経済として把握し、それについて企業の規模と企業の形態という二種の契機に注目する。かれによれば、第一に企業が拡大して企業者その活動を専ら管理 (Leitung) にのみ及ぼしうるにすぎなくなるとき、企業は企業者に対して一定の独立性を獲得し、そこでは企業の規模が企業に独自の生活を営なむことを可能にする。そのとき、企業は一個の完成された有機体 (ein ausgebildeter Organismus) となり、企業者はその一器官、すなわち危険負担者兼管理者にすぎなくなる。そのような企業においては、個人としての企業者は代替可能であり、しかも危険負担者としての企業者と管理を委任された経営者 (Direktor) とによって代替されることも可能となる。第二に個人企業においては企業と企業者との密接な関係はある程度までつねに存在するが、会社形態就中株式会社と有限

責任会社とにおいては事情が異なる。そこでは企業と企業者との結びつきは本質的に弛緩する。すなわち、企業者はいかの株式あるいは持分の額においてのみ危険を負担するにすぎず、また企業に対する企業者の関心は配当の額にのみ向けられ、しかもその創出に対して企業者としての資格においてはなんら貢献しない。そして、時には企業者が企業の生活利益 (Lebensinteresse) に反してもなお自身の利益を貫ぬかんとする事態も生ずるに至る。かくして、この形態においては、企業は個々の企業者に対してより強く独立性を示すのであり、企業はこの側面においてどのように理解されるべきであるかが、ここに最も明瞭に示されるのである。ニックリッシュはこれら二つの契機によって発現する、企業者に対する企業の独立化という事態を「営利経済がその活動にあたって編成された営業有機体 (gegliedeter Geschäftsorganismus) すなわち経営を必要とすること」として把握する。そこで、狭義の企業は「活動するために一つの経営を必要とする営利経済」と規定されることになる。⁽¹⁾このように、かれのいわゆる企業はある程度企業者から独立し、時には企業者の利害と企業の利害とが別個に考えられるような事態を示している点において、他の営利経済から区別される。⁽²⁾

こうした特質によって他の営利経済から区別される企業の目的は、かれによると、すべての営利経済の目的と同様二重である。「国民経済的には経済的欲求の充足にできるだけ多くかつ良く参与することが各個の営利経済にとって必要である。私経済的には企業は儲ける、すなわち利潤を獲得するべきであり、しかもその生存と一層の発展が確保されるほど多く利潤を獲得するべきである。」⁽⁴⁾ここで、企業の目的が国民経済的と私経済的とに区別されている点には問題がある。ただし、目的は行為主体が達成するべきものとして設定するものであり、その意味ではここにいわゆる私経済的に把握された目的こそが企業の目的だと解せられるべきだからである。ただ、

企業が社会的に存在しうるのはそれがなんらかの社会的に必要な機能を果していることによるのであり、その意味で企業の目的はそうした機能をその内に包摂していなければならない。そして、ニククリッシュが「国民経済的に把握された企業の目的」と称するものはまさにそうした機能にほかならない。すなわち、なんらかの経済的欲求の充足に参与することを介して利潤を獲得することが企業の目的をなすと解せられるのである。ところで、ここで注目すべきことは利潤追求が企業の生存・発展と結びつけられていることである。けだし、企業者の利害と乖離し、時にはそれと背反することのある企業の利害がそのことと関連すると思われるからである。それは企業の生存・発展はなに故に要求されるのであろうか。ニククリッシュはそれを個別経済一般に妥当する一つの至上命令 (das oberste Gebot) として把握している。すなわち、かれは「個別経済に対する至上命令は自己維持 (Selbsterhaltung) のそれである」と云う。こうした自己維持という至上命令は、企業が一個の完成された有機体となり独立の個別経済としてそれ自体の生活を営むようになるとき、企業自体にも妥当するものとして把握されているのだと解しうる。すなわち、ここでは企業は企業者とは別個の独立の有機体をなし、その有機体の生存・発展のために利潤追求が要請されているわけである。

このように要請される利潤追求に関して、ニククリッシュはそれを無条件に承認していたのでは必ずしもない。すなわち、かれは商業の概念から利潤追求を開放せんとしたシェーアの試みに対して、それによって利潤追求が隠蔽されるにすぎないと批判を加えたのであるが、同時にそのように利潤追求の開放を企図せしめた理由については特に注意を促がしてつぎのように主張する。すなわち、かれによると、「利潤という目的のための営業的な財貨交換」という伝統的な商業概念は商業のあらゆる弊害をその内に含む。その結果、商業学にとっても意義の

ある商業における最高の動機すなわち「誠意の保持 (Wahrung von Treu und Glauben)」あるは「正規の商人 (ordentlicher Kaufmann)」の概念がそこからは導き出されない。そこで、商業概念から利潤追求を追放せんとする試みが行なわれるのである。この面からみると、上述の商業概念が不十分であることを認めざるをえない。そこで、どの高さから過度の儲け (das Ubertreiben) あるは詐欺 (Das Betrügen) が始まるかを明らかにせねばならない。しかも現実にはそうした限界が存在する。すなわち、交換は本来当事者の評価に相違があることよって成立するのであり、その両当事者間に媒介者として登場する商人はその評価の相違に由来する価値較差を下まわる報酬の要求に止まらねばならない。そして、これを超えるものは過度の儲けあるは詐欺の概念の内に含まれるべきであろう。このように解するかぎり、利潤という言葉はなんら非道德なものもしくは非難されるべきものを含まないのであり、誠意の保持あるは正規の商人という概念とも矛盾しないのである。⁽⁶⁾ こうした考えは別のところでつぎのようにも表現されている。「シェーアは経済原則 (ökonomisches Prinzip) を上位におき、それを以って営業生活における利潤傾向を排除しようと企てている。しかし、経済原則にとっては利潤 (Gewinn) が主要問題 (Hauptsache) であって不当利得 (Profit) ではない。すなわち、主要問題は個別企業において経済原則にしたがって活動が行なわれるときに発生するような利潤である。(改行) そのことはシェーアが同じものを別の側面から、また営業過程の別のところでみているにすぎないことを示している」と。⁽⁷⁾ ここで Profit と称せられているものが上述の過度の儲けに由来する部分あるはそれを含むものであることは明らかであり、また「営業過程の別のところ」とは、「利潤」の見地が営業活動の結果についてみるのに対して、「経済原則」の見地が営業活動の遂行過程に注目することを意味している。ニックリッシュが利潤追求について語る

ときには、かれはこのように Profit とは區別された Gewinn の追求のみを考えていたのである。そして、その利潤の獲得が非道徳なことではないと云うとき、そこでは一方で利潤が商人の非道徳な行為によってではなくて経済原則ないし経済性の原理に従う合理的な行為によって獲得されることが考えられると同時に、他方ではその合理的な行為が財貨交換の媒介という社会的に必要な機能の遂行と結びつけられて個別経済的にのみでなく全体経済的にも合理的であると考えられていたのである。そして、この後者を強調する点において、商業の全体経済的機能を強調することによって商業学を金儲け論から解放しようとしたシューアと同じ方向において、「金儲け論」という非難に対処せんとするニックリツシュの態度を認めることができよう。

ところで、企業における利潤と経済原則とのこのような結びつきは、企業間の競争を導入することによって、企業における必然的な過程として説明される。かれによると、現代の経済秩序においては営利経済は他の営利経済との自由な競争の中で自己の生存を守り、発展の余地を獲得し、それを通じて自己維持という至上命令を果さねばならない。この場合、競争は淘汰の過程であり、十分に経済原則に従っている営利経済のみが淘汰を免れて生存し続けることができる。かくて、経済原則は、営利経済が自身の目的を達成せんとするときに従わねばならない行為原則となる。そこで、ニックリツシュは経済原則を個別経済の生活原則 (Lebensprinzip) あるいは最高の生活原則 (oberste Lebensregel) と称する⁽¹⁰⁾。

この経済原則は「競争によって押しつぶされないために一定の費用を以ってできるだけ大きな成果を獲得することが必要である」ということを意味し、それはまず企業活動の個々の場合に対して妥当する。そして、その場合には経済原則はそのまゝに妥当する。ところが、企業においても個別の場合から企業全体へ、また現在から

将来へ目が向けられ、全体としての企業を持続的にまた変らぬ繁栄の内に維持する可能性が熟慮されるならば、経済原則を修正する必要があるとなる。第一に企業の内部活動においてすでにつきのような事情が発生する。すなわち、有能な労働力を持続的に企業に結びつけ、企業の繁栄に対する労働者の関心を強化し、さらにはそれを最高度にまで高めることが必要となる。それは労働者の福祉増大のための準備的費用、賞与の支給、利潤参加の実施¹³⁾などの費用を生ぜしめる。だが、そうした費用の目的は将来の費用と給付の有利な関係の確保にあり、事實上経済原則の精神にそっている。しかも、この場合には、労働者の家政経済およびかれらの個人的健康状態を介して企業の発展に影響を及ぼすのであって、そのかぎり共同経済的性格をもつ費用が問題なのである。だが、そのみではない。第二に企業は孤立して存在しているわけではなく、その存立は全国民の、さらには世界における経済活動の繁栄、全体の状態に依存している。そこで、企業は商業会議所、市場施設、経済的・政治的団体などへの分担金を負担し、ここでは共同経済的動機が一層明瞭に現れるのである。ただ、このように私経済的動機と並んでどのような種類の動機が登場しようとも、それらは、企業においては、ただ経済原則を修正して長期的かつ企業全体のためにこの原則に従う活動を確保することを意味しているのである。¹³⁾

このようにして、ニックリッシュは、経済原則ないし経済性の原理を、競争を介して、営利のために従わざるをえない行動原理として企業に導入する。そして、「利潤を目的とする」ということは「経済性の原理に従って行動する」ということと同じだと考えられる。そこで、利潤目的と経済原則のいずれを強調するかは、同じ企業活動の異なる局面に力点を置くという相違でしかないと考えられたのである。したがって、ここでは経済性の原理は利潤追求に背反する働きをなしうるものとは考えられていない。しかもそれは企業にとっての至上命令たる

自己維持の見地からさらに修正されることになる。それ故、経済性の原理は企業の生活原則として独立に作用するものと考えられているわけではない。

利潤追求と関連して、さらに営利性 (Rentabilität) に関するニックリツシュの所論が取り上げられねばならない。ニックリツシュは私経済学においては営利性の概念が支配的であるとなし、⁽¹⁴⁾ また商業概念から利潤を除きえない一つの理由として「われわれの中心問題 (Kernproblem)」、すなわち営利性の問題にあっては、それ（＝利潤概念——田島）⁽¹⁵⁾ なくしては済まされないとをあげている。そこで、私経済学の中心問題である営利性が企業目的たる利潤追求とどのような関連を有するかを検討しておく必要がある。

ニックリツシュが私経済学の中心問題だとする営利性は企業者の投資の営利性ではなく全体としての企業の営利性である。そうした企業の営利性は、かれによると、総資本に対する一会計年度の純利潤の比、すなわち総資本純利潤率によって表現される。⁽¹⁶⁾ ここで総資本が分母にとられる理由は、総資本こそが企業の資本であり、それが企業の営利性のために働くのであって利潤がその働きの結果をなすと⁽¹⁸⁾ ところに求められる。また、この場合の純利潤は、収益 (Rohgewinn) から他のすべての費用とともに、一定率で算定される自己資本利子をも控除した残額である。この自己資本利子を控除する理由は、企業者がその資本をこの企業に投下せず他に投資した場合に得られるであろう利子に相当する額はこれを費用とみなすべきだという点にある。すなわち、機会費用として、自己資本利子の費用性が主張されているわけである。ここで、自己資本に適用されるべき利子率としては、他により適切なものがないという理由から、通常の利子率 (landesüblicher Zinsfuß) があげられる。⁽¹⁹⁾ だが、かれは、別に、自己資本利潤率が企業の営利性の指標としては不適切である理由として、そこには企業の営利性と無関係

な資本構成の影響が現われることをあげている。⁽²⁰⁾この点を考慮するならば、自己資本利率は他人資本利率と同率でなければならぬであろう。⁽²¹⁾そして、それは、総資本こそが企業の資本であって、資本構成は企業の営業結果に対して直接的には影響を及ぼすものではない、というかれの見解の当然の帰結であると解せられる。

それではこうした営利性は企業にとってどのような意味をもつのであろうか。この点を知るために、営業財産との関係において資本に関するかれの見解をみなければならぬ。ニックリッシュは、営利の手段として企業にあって企業の経営によって統一に結合されている財貨の総体を営業財産と呼び、それが企業に与えられた経済的な力ないし営利力 (Erwerbskraft)、すなわち巧みに運用されるときには増殖するという特質を有する力、を具体的に表現するとす。この場合、その力は組織されていない財産においては潜在化し、組織されている財産においては組織の質に応じて全体的あるいは部分的に顕在化する。こうした事情は財産に具体化されている力が様々な緊張度において存在することであるとも云われる。そして、この力の緊張は財産が企業の特別な営利目的に適合せしめられることによって生ずる。そこで、財産の緊張度は一定の時点において財産を構成している財貨の種類とそれら種々の財貨の量的関係において表現されるのである。こうした財産と、一般に「営利の手段として私経済に仕える経済的財貨の貯え (Vorrat)」として理解される私経済的意味における資本とを、かれは同一の事実の二つの表現であると認めるが、なお両者にはつぎのような相違があると指摘する。第一に、財産は営利の手段の具体的な構成として把握されるのに対して、資本は財貨の有する価値の合計額として把握される。そして、この価値の合計額によって営利力が数学的に表現される。そこで、資本は企業に生命を与え、また企業の生命を維持するために企業に取り入れられている経済的な力である。だが、それを顕在化する緊張は財産において

のみ考えられる。第二に、財産は財貨の種類に従って分類されうるが、資本についてはそれは不可能であり、資本は現代の経済生活の基礎をなす法秩序に従ってのみ分類されうる。そして、財産の表示は企業を諸肢体から成る経済統一体としてその実質的構成において示すのに対して、資本としての表示は私有財産を基礎とする現代経済秩序の中の一肢体としての企業を示すのである。⁽²³⁾このように、資本は企業に対してどのような法的関係においてどれほどの経済的な力ないし営利力が託されているかを表現する。ところが、企業に託された営利力は企業活動を通じてはじめて現実的に発揮される。かれの論法に従えば、財産自体がすでにそうした企業活動の結果を示しているとは解せられるのであるが、そうした企業活動の有効性あるいは合理性を最もよく示すものが総資本純利潤率であると解せられる。そして、総資本純利潤率によって表現される営利性は、企業が自身に託された可能の力としての営利力をどのように有効に現実化しえたかということ、すなわち企業の営利的資本運用能力を示すものと考えられる。

ところで、ニックリッシュは、このような意味をもつ総資本純利潤率について判断を下すに当っては、転換(Umsatz)に対する純利潤の比、すなわち転換純利潤率が特に大きな意味をもつと云う。なぜなら、それは表示された営利性が他の年度に比してより容易に達せられたものであるか、あるいはより大きな努力(Kraftanstrengung)によつて達せられたものであるかを明らかにするからである。すなわち、かれによれば、転換純利潤率が小であると、同じ総資本純利潤率をあげるために転換を増大させねばならないのであり、そこにより大きな努力が示されるのである。⁽²³⁾だが、このニックリッシュの説明においては、総資本一定という前提が暗黙の内におかれているものと解せられる。けだし、転換純利潤率が小なる場合に総資本純利潤率を維持しあるいは上昇させるた

めには、たんに転換を増大させるのみでなく、同時に、それに伴う総資本の増加率を転換の増加率よりも小さく抑えることが必要だからである。したがって、ここにいわゆる努力は、一般的には、転換対総資本の比すなわち一種の総資本回転率に表現されることになる。ところで、かれによれば、転換は企業の給付であり、利潤はその給付に対する報酬である。⁽²⁴⁾それ故、総資本回転率は企業がその託された経済的な力を以ってどの程度の給付を行なったかを示すものであって、まさに努力の程度を表現するものだと言いうるであろう。そしてまた、転換純利潤率は企業の給付単位当り純利潤を示すこととなり、その意味でそれは給付の質を示すものだと思せられる。

企業はその所有者に利潤を齎らすためではなく、企業自身の生存・発展をはかるために利潤追求を行なう。企業活動を指導するものはこうした意味の利潤追求である。ところが、企業が利潤を追求する場合には企業はそれに託された経済的な力を運用することによってそれを行なう。そこで、企業にとっては、託された経済的な力をどのようの有効に利用するかが中心の問題となる。そして、そうした経済的な力の利用の有効性を表現するものが総資本純利潤率で表現される企業の営利性なのである。このような関連から、この営利性が具体的には企業の指導原理として把握されるに至ったのであると解することができるであろう。

(1) H. Nicklisch, a. a. O., S. 44.

(2) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 42~44.

(3) この場合、一方で企業はその活動のために経営、という有機体、を必要とするとき、他方では企業自体が一個の有機体となると規定されているのであるが、この二種の規定は「企業は経営という有機体の形において活動する営利経済であ

「*ユウキ*を算入してはなるべしと解して誤まりではないと思われる。

- (4) H. Nicklisch, a. a. O., S. 44.
- (5) H. Nicklisch, a. a. O., S. 44.
- (6) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 39~40.
- (7) H. Nicklisch, a. a. O., S. 12.
- (8) *リントリント*は経済原則と経済性の原理とを同一内容だと考えらる。Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 40.
- (9) H. Nicklisch, a. a. O., S. 3 u. S. 45.
- (10) H. Nicklisch, a. a. O., S. 6 u. S. 40.
- (11) H. Nicklisch, a. a. O., S. 6.
- (12) *リントリント*は「*ユウキ*」及び「*カ*」の関連において」と限定した上で、「費用としての利潤参加について語っている。」
Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 45 F. N.
- (13) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 45~46.
- (14) H. Nicklisch, a. a. O., S. 2.
- (15) H. Nicklisch, a. a. O., S. 40.
- (16) H. Nicklisch, a. a. O., S. 177.
- (17) H. Nicklisch, a. a. O., S. 61.
- (18) H. Nicklisch, a. a. O., S. 178.
- (19) H. Nicklisch, a. a. O., S. 172 u. S. 182.
- (20) H. Nicklisch, a. a. O., S. 179.

(22) 藤津助教はこの点についてつぎのように述べておられる。「彼が、両者の利子率を同等ならしめる理由は、むしろ、自己資本と他人資本との比率が、『総資本利潤率』に影響を与えることを、避けんとしたことにあると考えられる。」

藤津清治、前掲稿、三四頁。

(22) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 53~63.

(23) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 182~183.

(24) H. Nicklisch, a. a. O., S. 79.

(3) 商事経営学の諸問題

企業活動は転換を行なうことを通じて利潤を獲得する活動である。その際、企業はその転換を営業財産を手段として行なう。そこで、商事経営学にとっては、企業の営業財産および企業の行なう転換が関心の的となる。それと同時に、競争社会において企業が転換を行なって利潤を獲得していくことには必然的に危険が随伴することから、危険とそれに対する企業の安全化の問題が商事経営学の関心を惹くことになる。

この内、財産について、ニックリッシュは、それを構成する諸財貨を、それらが利用される経営目的に従って固定財ないし使用財 (Anlage-oder Gebrauchsgüter) / 転換財 (Umsatzgüter) / 保証財 (Gewährleistungsgüter) および予備財 (Reservegüter) に分類し、それら諸財貨がどのような価値比率 (Wertverhältnisse) をもって全体としての財産を構成しているかという問題、およびそうした表示の前提をなす財産価値の確定の問題を取り上

げる。そして、財産価値確定の問題については、財産を構成する諸財貨をさらに細分し、貸借対照表の基礎となる棚卸表において、そのそれぞれがいかにかに評価されるかを説明するとともに、株式の市場相場（Börsenkurs）と貸借対照表上の相場（Bilanzkurs）との比較を、財産の低評価によって発生する秘密積立金の発見方法として吟味している。また、財産を構成する諸財貨間の価値比率ないし財産構成については、各企業にとってその最適な関係があり、したがってその最適関係を保つことが営業管理者の課題の一つであることを指摘したのち、若干の企業について財産構成の期間的変化を示している⁽¹⁾。

つぎに企業の給付たる転換をかれはつぎのように把握する。すなわち、かれはまず転換を把握するための前提として、企業の経営が惹起する財産変動（Veränderungen des Vermögens）をつぎのように分類する。第一に、企業が商品の売買を行なう場合の如く、企業の境界を内と外との二方向に同時に超えていく価値の運動が行なわれる場合がある。この場合、価値と対価はつねにひとしく、またそれらは簿記の流通項目（Verkehrsposten）をなす。ところで、外に出ていく財貨は、それが企業に入ってきたときの価値と企業から出ていくときの価値との関係に従って二種に分けられる。第一は両者がひとしいものであり、第二は両者が異なるものである。この第二のものは利潤⁽²⁾（Ertrag）を齎らすことをその本来の目的とするものであり、その代表的なものは商品であるが、それを通じて損益が発生し、そこに第二の財産変動がみられる。それは簿記の上では特別の計算に集計されるために、そこに財貨の流通を伴わない転記が行なわれる。第三に、企業における資本の増減の場合の如く、直接的にあるいは一般に対価の授受を伴わない財産の出入が生ずることがある。こうした分類に従ってニックリッシュは粗転換（roher Umsatz）の額を、一定期間について確定された出入いずれか一方の側における流通項目の

合計額として把握する。この場合、企業がその経営において費消した費用すなわちい、いわゆる経費 (Unkosten) および販売費用は、流通項目の内に含められて粗転換の一部をなすのに対して、返品品は転換から控除されねばならない。さらに、利潤または損失は転換ではなく転換の結果 (Ergebnis) であるが故に、粗転換から利潤を控除し、あるいはそれに損失を加えることによって純転換 (reiner Umsatz) の額が見出される⁽³⁾。こうした企業全体に関する転換のほか、さらに個々の財産部分についての転換も把握可能である。この場合には、第一に、転換は価値的にも数量的にも把握可能であり、就中数量的に把握された転換は、価値変動の影響を受けないために特に期間比較にとって好適な資料を提供する。そして、第二に、この場合には、出入いづれの側で把握されるかによってその額が異なるが故に、当該財産部分が経営に対して有する意義に基づいて、いずれの側で把握するかが決まされねばならない。例えば、純粹の商業企業 (reine Warenhandelsunternehmung) においては、販売の発展が全営業を支配するが故に、商品という財産部分にとっては転換は販売にひとしく、したがって、その転換の確定は商品勘定の貸方で行なわれねばならない⁽⁴⁾。このようにして、企業の給付たる転換は企業全体についてみると販賣高と同一ではない。そこには例えば商品の購入もまた含まれるのである。したがって、それは利潤追求のための企業活動が財産変動に表現されるかぎり、そうした活動のすべてを包摂する広い概念であると解せられる。

こうした転換に直接関与する財産部分は、ニククリッシュによると、固定財および転換財である。この内、前者については、それが使用されることによって発生する価値減少、すなわち期首の価値と期末の価値との差額を負担するために減価償却が行なわれ、その減価償却の額が転換に対する固定財の参与をなす。したがって、固定

財にあっては、減価償却が転換と直接的関連をもつ。これに対して、転換財はまさに全体として転換に向けられることを予定された財貨であるが、しかもなお、そこには困難を克服し損失を伴ってはじめて転換されうるような財産部分も含まれる。そのような部分は需要の大きさおよびその構成についての誤まれる判断に由来する。そこで、一営業期間内の回転の反復回数と順調には回転しない回転残余 (Umschlagreste) の大きさの内に、企業のある種の能力が示される。このような関連から、かれは、帝国銀行 (Reichsbank) において用いられている公式 (いまある財の平均的高を Bd 一年間の転換額を U とすれば $r: 360 :: Bd: U$) によって算出される転換の速度 (r) ならびに回転数 $\left(\frac{U}{Bd}\right)$ を重視する。そして、それらは手数料の料率の決定、利潤附加率の決定、経営における費用形成ならびに企業の資本需要にとって大きな意義を有するのである。

さらに、ニックリッシュは商社会社の例を挙げて、商品、売掛および買掛の各項目の転換速度を算定したのち、つぎのような説明を加える。いま、商品、売掛および買掛の転換速度をそれぞれ L 、 D および K で表わすと、商品の購入からそれを販売して代金を回収するまでに要する期間は $L+D$ であるが、その内 K だけは他人の手段で賄なうことになる。そこで、自己の手段で賄なう期間は $L+D-K$ で表わされる。こゝから、 $\frac{L+D}{L+D-K}$ の値が重要となる。すなわち、それは、商事営業のために投下された資本力に関する有益な観念を与えるとともに、営利性と安全性との判断にとって重要である。そこで、かれはこれについて 1), $D=K=0$ 2), $K=0$ 3), $D=0$ 4), $K=D=0$ の各場合を検討する。1) の場合においてはすべての自己資本が商品に投下され、他人資本は要求されない。すべての処分可能な自己の手段は商品の転換を通じての利潤の獲得に向けられ、また支払能力は完全である。2) の場合においては自己資本の一部が売掛に投下されることになる。ところが、売掛に含まれる利子率は

通常銀行予金利率よりは高いにしても、商品転換によってえられる利潤率より低い故に、ここでは自己資本の営利力が弱化されるように思われる。ただし、掛売りが従来の転換を維持しあるいは拡大するために行なわれる場合もある。だが、そのときには、従来の商品転換量において利潤をあげるためにはこれまでの自己資本ではもはや十分ではないのである。支払能力はここでも完全である。3)の場合においては商品在高は自己資本と他人資本とによって賄なわれる。ここでは、自己資本にとって利潤機会はより大である。だが、支払能力は商品販売の規則性に依存するが故に不十分である。最後に、4)の場合は最も有利であるように思われる。けだし、掛売りによる転換の促進は掛買いによって賄なわれ、したがって支払能力はそれによって害なわれることがないからである。⁽⁶⁾ こうしたニックリッシュの所論においては、減価償却は固定財の価値が企業の活動を通じて給付に移動されるという関連において、換言すれば転換に対する固定財の参与という関連において把握される。それは、かれが、企業活動を、転換を中心に把握していることに由来する。さらに、転換については転換速度が重視されるのであるが、それは総資本純利潤率の一要素たる総資本回転率ないしそれに示される「努力」の重視に連なるものである。最後に、売掛、在庫および買掛の回転期間を取りあげるとき、そこで問題となっている営利性は自己資本の営利性であることが注意されるべきであろう。

すでに述べたように、ニックリッシュは消費経済に対する営利経済の特質を、それが危険を随伴する点に認めた。もとより、企業もまたその例外ではない。ここに危険とは財産危険であり、損失を発生させる可能性である。企業活動がつねにこうした危険を随伴するかぎり、企業はそれに対処することが必要であり、ここに企業の安全性の問題が生ずる。ニックリッシュは企業の安全性に関して三つの問題を取り上げる。危険の分散、流動性なら

びに減価償却と積立金を通じての安全性がそれである。この内、危険の分散については、危険を個々の財産構成部分に一樣に分散させること、複数の業種あるいは広い地域にわたる経営拡大を通じての危険の分散などが簡単にふれられる。つぎに流動性とは、ニックリッシュによれば、財産の特質を示すものであり、容易かつ迅速にその価値を現金化しうる財産部分が流動的であると云われる。財産のこうした特質に関心が寄せられるのは、企業が負債を負っていて、企業の支払能力 (Zahlungsfähigkeit) が財産の流動性に依存しているからである。こうした関係から、流動性の程度を測定する尺度は負債に求められる。そして、流動性の程度が高ければ企業は安全だと考えられるわけである。⁽⁷⁾ さきに回転期間との関連で検討された安全性はこの意味の安全性だったのである。ただ、こうした安全性の問題は企業の支払能力の問題であって損失と直結するものではない。だが、それにもかかわらず、企業の支払能力の不足は企業の存続にとって重大な危険をなすのであり、その故に流動性の程度が安全性にとって重要な意味をもつわけである。ただ、この際、この安全性に関しては、自己資本と他人資本とは全く異なる意味をもっていることが看過されてはならない。

第三の問題の内、減価償却の問題は、ここでの関連においてはそれと結びついている秘密積立金形成の問題である。したがって、それは積立金を通じての安全性の問題において一括して考えられうる。ニックリッシュによると、積立金は自己資本であるが、企業をして容易に損失に耐えうるようにする、という特別な目的をもって、貸借対照表上で他の自己資本から分離して記載される。それは貸借対照表上に資本として表示される自己資本に對する防壁である。だが、それは、実質的に損失の填補に用いられうる予備基金 (Reservefonds)⁽⁸⁾ とは異なつて、計算上でのみ損失填補に充当される。ところで、こうした積立金によって企業に与えられる安全性の程度を算定

するためには、積立金の合計額をありうる損失ないし危険に対比せねばならない。この場合、危険を直接に把握することはできないが、企業の危険は元来資本が営業に投下されていることに由来することを考えると、その大きさを、営業財産に投下されている価値額に対応するものとして間接的に把握することが可能である。そこで、積立金によって与えられる安全性は、 $\frac{\text{積立金}}{\text{総資産}}$ によって数字的に表現される。したがって、名目上の自己資本を基準としている法定積立金は経済的事実に即していないと云わねばならない。さらに、 $\frac{\text{積立金}}{\text{総資産}}$ (或 $\frac{\text{積立金}}{\text{自己資本}}$) $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}}$ という比は他人資本の安全性をも表現しうるものではない。ただし、第一に、この比には他人資本が全く関係していないし、第二に、他人資本に対する保証は積立金をも含む全自己資本によって形成されるからである。そこで、企業における他人資本の安全性の程度は、 $\frac{\text{積立金}}{\text{自己資本} + \text{他人資本}}$ の比によって示されるのである。以上のようなかれの所論において企業をして損失に耐えることを容易にするという積立金の機能は、企業が損失に耐えることと名目上の自己資本の維持とがなんらかの関係をもつときにのみ理解されることが注意されねばならない。

- (1) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 85~137.
- (2) Ertrag は一般には収益を意味するが、ここでは利潤を指しているものと解せられる。
- (3) ただし、ここで問題となる損益は経常的に発生するもののみであり、それ以外の損益は資本の増減と同様に処理される。
- (4) H. Nicklisch, a. a. O., SS. 65~79.
- (5) 減価償却についてはその部分を参照のこと。H. Nicklisch, a. a. O., SS. 140~147.

- (5) H. Nickisch, a. a. O., SS. 147~154.
(6) H. Nickisch, a. a. O., SS. 193~194.
(8) 予備基金についてはつぎのように説明されている。「基金は積立基金価値の実際的な存在を保証し、積立金が計算的にのみでなく事実上も損失の填補のために用いられうるといふ保証を与えることができる。この可能性は基金を構成する諸価値物が流動的であるときに与えられる。」(H. Nickisch, a. a. O., S. 205.)
(9) H. Nickisch, a. a. O., SS. 204~213.

(4) ニックリツシユ商事経営学の吟味

ニックリツシユは、シェアとは異なつて、商事経営学の立場を、転換を給付することを介して利潤追求を行なう企業に求め、企業の営利性の観点から企業の諸問題を考察せんとした。それによつて、従来の商業学の枠にとらわれ、しかも商業の国民経済的職能から商業経営の経営原理を導出せんとしたシェアとは別個の途を歩むとともに、あらゆる個別経済を対象とするゴンベルヒの個別経済学、あるいは私経済を対象とするワイヤーマン・シェーニツツの私経済学とも異なつた企業学としての私経済学の方向を示したのである。この点に関するこの著書の意義は大きいと云わねばならない。だが、かれの主張はなお検討を要する点も含んでいた。

まず、商事経営学したがつてまた私経済学の形式的な基礎づけについてみれば、第一に、国民経済学と私経済学との関係についてのかれの主張は論理的に必ずしも明確でなく、就中、まさに両者の関係が問題となつていた

当時にあつては十分なものではなかつたのである。かれの所論は私経済学が独立の科学として成立していることを前提としていたと解せられるのであり、この点について、ワイヤーマン・シェーニッツによつて、「ニックリッシュは一見自明である前段階の問題がなお問題であることを看過している。私経済的研究の本質に関する原理的方向づけがやはり絶対に必要であることを、いまや、論争がかれに明らかにしている」と批判されたのである。⁽¹⁾

つぎに、私経済学と私経済政策との関係についてのニックリッシュの見解に対して、シュマーレンバッハが、科学と技術論 (Kunstlehre) とは私経済学の二つの方向であつて私経済学の内に含まれる二つの部門 (Fach) ではないにもかかわらず、ニックリッシュはそれらが私経済学の二つの部門であるかのように扱つてゐるとして、つぎのように批判した。「かれがそのように (両者を二つの部門として——田島) 考へてゐるとすれば、それに対してつぎのように云われるべきであらう。すなわち、並立する科学は技術論が必要とするものを認識するとは限らないから、技術論としての私経済学は……他の技術論と同様に、その認識を大部分自身で獲得せねばならない、と。したがつて、科学は自身を存在の認識に限定しうるであらうが、技術論は規範 (Norm) の認識にのみ限定することはできない。この状態は部門が相互に有するような関係を排除する」と。シュマーレンバッハは私経済学が科学であるか技術論であるかのいづれかであつて、科学的部門と技術論的部門とを内に含むものではありえないとの見地から、ニックリッシュの見解を批判したのである。こうしたシュマーレンバッハの批判に関連させてニックリッシュの見解をみると、われわれには、ニックリッシュのいわゆる私経済政策の内容がきわめて不明確であるように思われる。けだし、かれによれば、私経済政策は私経済的活動のための諸原理・諸原則の体系を形成することを課題とするのであるが、私経済学によつて私経済的活動の認識から命題や原則が体系的に獲得され

るならば、私経済政策にはどのような研究領域が残されるのか、という疑問が生ぜざるをえないからである。しかも、私経済政策における政策目的が企業の営利性に求められるならば、その営利性にとっての本質的な認識は、当時の私経済学の実情は別として、論理的には私経済学によって獲得されうるはずである。そのかぎりでは、科学は技術論にとって必要な事実の認識を与えないというシュマーレンバッハの指摘は、事実上の問題であつて論理上の問題ではない。だがそのように考えるならば、ニックリシュの私経済学とは別個の私経済政策の研究領域はどこに見出されるか、という疑問が大きくならざるをえないのである。このようにして、私経済学と私経済政策との関係についてもかれの所論は疑問の点を残していたのである。

ところで、ニックリッシュは、私経済学の立場を、企業の立場ないし企業の責任ある管理者の立場に求めたのであるが、この点はさらに吟味を要する。かれによる企業概念の規定ならびに企業の資本と企業の営利性に関するかれの主張からみると、かれは、企業の立場を、企業者の立場とは別個のものとして後者から切り離して把握し、後者に対応する自己資本の立場とは別個の総資本の立場こそが企業の立場であると考へたのである。そして、そのような考え方から、商事経営学は総資本純利潤率を中心として経営活動を考察することになった。ところが、第一に、こうした立場はかれの論述の内に必ずしも一貫して保持されてはいなかつたように思われる。例えば、かれが、商品、売掛および買掛それぞれの回転期間の關係は営利性と安全性の判断に役立つ、と云う場合、そこで考えられている営利性は自己資本の営利性であつて、総資本の営利性ではなかつた。さらに、かれが積立金の機能との関連において取りあげている企業の安全性は、企業者の出資した自己資本の維持と結びついてのみ理解されうる安全性であつた。すなわち、私経済学は企業の総資本の営利性との関連においてのみ経営活動を考察し

たのではなく、企業者の資本たる自己資本の営利性との関連においてもまた経営活動を考察していたのである。それにもかかわらず、こうした自己資本の営利性が総資本の営利性に対してどのような関連をもち、後者の観点から前者がどのような意味で問題となるかについては、かれはなんの説明も加えず、ただ両者を別個のものとして截別するに止まっていたのである。

この点と関連して、第二に、かれが企業の立場を総資本の立場に求めた根拠の妥当性が問われねばならない。かれは、いわゆる狭義の企業が企業者ないし出資者からある程度独立していることを具体的に示すものとして、二つの点をあげた。だが、それらの点は、いずれも、企業と特定の個人としての企業者との密接不可分の関係を断ち切るものではあっても、企業あるいは企業の管理者が企業者ないし出資者の見地、換言すれば自己資本の立場から完全に脱却しているという事実を示すものではなく、またそれから完全に脱却しようという論理的必然性を示すものでもなかった。そのかぎり、企業活動が自己資本の営利性から峻別された総資本の営利性を中心として営まれていようと云うことはできない。したがって、ニックリッシュが、企業の立場を自己資本から截別された総資本の立場に求め、それを科学としての私経済学の立場としたことには十分な根拠が欠けていたと云わねばならない。このようにみるならば、事実としての企業活動には企業者ないし出資者の利害関心が強く作用しているはずであり、そのような事実が、企業の安全性などの上述の諸点に関連して、ニックリッシュの所論の内に反映されたものと考えることができであろう。だがそれにもかかわらず、他方では、ニックリッシュが指摘している如く、企業が一個の独自の生活を営なむ有機体となり、個々の企業者の生死を超越する永続的生命をえるに至るとき、企業の利害は企業者ないし出資者の利害と必ずしも一致しないという事態を招来する。そこで、問

題は、かれのいわゆる企業者の立場たる自己資本の立場と企業の立場たる総資本の立場とを截別するところではなく、両者が企業において具体的にいかに関連しているかを理論的に究明し、それを通じて企業の営利性の実質の意味を明らかにするところに求められるべきだったのだと解せられる。かれにはこの点の検討が欠けていたために、企業にとって、企業者の営利性がなに故に問題となるかを明らかにしえなかつたのである。

こうした問題と関連して、さらに、自己維持の至上命令の問題が取り上げられるべきであろう。これに關しては、第一に、それが個別經濟一般に妥当する原理として超越的に措定されている点が問題とされねばならない。けだし、自己維持の至上命令は、かれの所論においては、事實行なわれている原理として把握されているわけではないのであり、そのような事実によって基礎づけられていない原理を企業の拠るべき原理として措定することは、かれのいわゆる科学の性格と相容れるものではないからである。そして、第二に問われるべきことは、自己維持の命令が企業に下される場合に、企業において維持されるべきものはなにか、という点であろう。だが、この点についても、かれはなんの解答をも与えていない。かれは、ただ、企業における利潤追求が自己維持という至上命令から要請されている、と主張したにすぎないのである。このように、かれのいわゆる自己維持の原理は、いわば直観的に把握され、企業に対して超越的に措定されており、しかもその内容は理論的に反省されることがなかつた。その故に、かれの商事經營学においてもその原理は明確には重要な役割を演じていない。ただ、それはなんの役割をも演じていない、と云うことはできない。例えば、かれが企業の全体志向および未来志向による經濟性原理の修正を指摘するとき、そのような志向が、企業を傳統的繁榮の内に維持するという基本的思考から導出されていることは、そこに自己維持の原理が働いていることの表われであると考えることができる。しかも、

この場合には、そのように修正された経済性は、総資本純利潤率によって表現される企業の営利性とどのような関係にあるのか、という疑問が直ちに生ずる。なぜなら、そのように修正された経済性原理は総資本純利潤率の低下を齎らすこともありうるからである。そして、そのことは、企業が統一的な基本的指導原理を有すると考えられるかぎり、さらに企業の営利性の原理と企業の自己維持の原理との関係をも検討する必要があったことを示しているのである。

最後に、利潤に関するニククリッシュの見解にふれておくべきであろう。かれは、利潤を、企業が社会的に必要とせられる機能を経済原則に従って果すことから生じてくるものとして把握して、それを不当利得から区別し、さらにそれを通じて商業概念したがってまた商業企業を「正規の商人」という重要な概念に結びつけようとした。それらを介してかれが意図したものは、商業企業の利潤追求の全体経済的正当性の擁護だったと解せられる。すなわち、ここには私経済学を私的金儲け論だとする非難に対処する一つの態度が反映されていたのである。だが、こうした意味の利潤追求は企業活動の私経済的合理性を強調するものではあっても、その全体経済的合理性を直接的に表現するものではない。そのかぎり、そのような利潤概念の限定のみを以って、企業の利潤追求活動の全体経済的正当性を直接的に擁護することはできない。しかも、この方向における主張を強く押し出すことはシェーアの見解に接近することになる点が注意されねばならない。

(1) M. Weyermann u. H. Schönitz, Über das Verhältnis der Privatwirtschaftslehre zur Volkswirtschaftslehre, in Bank-Archiv, XII. Jahrg., S. 157.

- (2) E. Schmalenbach, (Buchbesprechung), Nicklisch, Prof Dr., Allgemeine kaufmännische Betriebslehre, Bd. 1 Leipzig (Carl Ernst Poeschel) 1912, in Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung, 7 Jahrg, S. 139.
- (3) これに続いてシュマーレンバッハは、科学としての私経済学が一般に商科大学において重要な価値をもちうるかどうか疑問を提起し、それについて否定的見解を示した。Vgl. a. a. O., S. 139.

これに対して、ニックリッシュは「商業の科学 (Die Wissenschaft vom Handel)」と題する論文の中で、「一般に「商科大学における私経済学は『純粹科学 (reine Wissenschaft)』でありうるか、またそうであることを要するか」を論じた。その際、かれは、上述の書評において商科大学を創立せしめた動機を強調するシュマーレンバッハの見解にふれながら、有能な商人の育成を第一の課題とする商科大学にあっても、その課題を果すためにまず真実の認識、理論の形成に努める科学の育成が重要であることを主張し、そうした主張がけっしてシュマーレンバッハ等の見解と対立するものではないことを説いた(3)(4)。Vgl. H. Nicklisch, Die Wissenschaft vom Handel, in Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis, 6. Jahrg, S. 2ff.

四 私経済学論争とワイヤーマン・シェーニッツおよびニックリッシュの態度

ワイヤーマン・シェーニッツの著書は、商科大学における私経済的研究の進展を背景として、国民経済学者の立場から国民経済学の内に建設されるべき私経済学の基本的性格を明らかにせんとするものであった。そこで、それは国民経済学者の注意を惹き、かれらの間に論議を呼ぶこととなった。同時に、国民経済学に包摂される私経済学にのみ科学性を認めようとするワイヤーマン・シェーニッツの主張は、従来そうした方法論的問題に殆ん

ど注意を払わず専ら内容の充実に努めてきた私経済学者に、主として国民経済学との関連において、私経済学の基本的性格を論ずる契機を与えたのである。

ワイヤーマン・シェーニッツの著書が発表されるや直ちに、国民経済学者ディール(K. Diehl)は、かれらの方法によって私経済的考量を社会経済的関連から孤立化して把握しうるか否かに関して疑問を表明した。かれは経済的現象を考察する二つの可能性として、国民経済的立場からの考察と私経済的・技術的な考察とをあげる。前者においてはすべての私経済行為は国民経済的関連から分離されず、また後者においては「いかにして營業的成果が獲得されるか」が中心問題となる。こうした見地から、かれはまたワイヤーマン・シェーニッツ流の私経済学が国民経済的なものと私経済的なものとの混同を招く恐れがあるとしてそれに反対したのである。⁽¹⁾ また、ブリーフス(G. Biefs)は、私経済学を国民経済学から分離することは、前者が後者によってはえられない新しい成果を齎らしうるときにのみ正当化されるという見地から、ワイヤーマン・シェーニッツがあげる私経済学の新しい給付を検討した。そして、それらの新しい給付は国民経済学によっても齎らされるものであるとして、国民経済学者の立場から、かれらの提唱する私経済学の必要性を否定した。もっとも、ブリーフスも、私経済に関する研究を強化して国民経済学の經驗的基盤を拡大することの必要性はこれを承認し、かれらの著書がこの面への刺戟をなした点を評価したのである。⁽²⁾ これらの国民経済学者の反響とは別に、私経済学者の側からはシュマールレンバッハが、技術論的私経済学の科学性を否定するかれらの見解に激しく反撥する論文を発表した。かれは、私経済学が科学(Wissenschaft)であるか技術論(Kunstlehre)であるか、ないしは科学たるべきか技術論たるべきか、ということに基本的問題を認めた。かれによると、科学すなわち哲学的に志向する科学(ohne

philosophisch gerichtete Wissenschaft)と技術論すなわち技術論的に志向する科学 (eine technologisch gerichtete Wissenschaft) とともに科学的に研究を進めうるものであって、両者の相違は方法準則 (Verfahrensregeln) を与えるか否かにのみある。しかも、私経済学においては、方法準則を与える後者の方向が、その理論の検証による修正可能性、研究者への刺戟および新たな種類の研究者の育成という三点において前者の方向よりもすぐれかつ望ましいのである。このようにして、かれは、私経済学が技術論として形成されるべきことを主張したのである。もっとも、かれは多様な個別経済を対象とする「経済的管理の学」(Lehre der wirtschaftlichen Verwaltung)を提唱したのであって、それは「金儲け論」から截別されるべきものとせられたのである。そこには、私経済学を金儲け論から解放せんとする態度が認められるのであるが、そのためにかれが依拠する論拠は必ずしも妥当ではなかった。⁽³⁾

こうした事情の下で、「銀行誌 (Bank-Archiv)」の編集者は「国民経済学と私経済学との関係」というテーマで、布伦ターノ (L. Brentano) に寄稿を求めた。その意図は、この論文を通じてその問題に関する論議を起し、それによって問題の解明に寄与せんとするところにあった。かくて、これを契機としてさらに諸学者がこの問題に関して見解を表明することとなった。

布伦ターノは、この論文において、第一に、国民経済学の歴史を概観し、国民経済学就中ドイツ歴史学派の国民経済学が私的経済生活に関する知識の獲得に努めてその成果を国民経済学各論 (spezielle Volkswirtschaftslehre) において論じていることを指摘し、第二に、特別な私経済学がすべて企業者の特殊利益を全体の利益の上におこうとするものであって、後者に立脚すべき国民経済学を破滅させるに至るものであると強調した。そ

して、かれはこれらの点を理由として私経済学を拒否し、国民経済学の不可欠の前提をなす私経済の知識はこれを国民経済学各論の充実によつて満たすべきであると主張したのである。⁽⁴⁾ここで、ブレンターノが国民経済学のとるべき立場として全体の立場をあげていることは、当時ドイツ国民経済学界において行なわれていた価値判断論争との関連において問題を含んでいた。その上、かれの主張においては、私経済学はすべて同一視されており、かれの主張は私経済学の正当な理解に立脚しているとは云いえないものであった。とりわけ、ワイヤーマン・シェーニッツの所論に対しては、のちにディールも批判したように⁽⁵⁾、かれの非難は全く妥当性を欠いていたのである。

ブレンターノの見解が発表されるや直ちに、それに対してエーレンベルヒが同じ銀行誌上で反論を加えた。その中で、かれは、一方において、ドイツ歴史学派的方法的欠陥を指摘して自身の提唱する精密比較法の必要性を強調したのであるが、他方において、私経済学の必要性を否定する点においてはブレンターノの見解に完全に同意したのみでなく、進んで特別な私経済学という危険な邪道(Litwsg.)に早急かつ完全に止めを刺さねばならぬと説いた。すなわち、かれはブレンターノの主張の前半に反論し、後半を承認したのである。もっとも、かれはここでも特殊経営論によつて商工業者などを教育することの必要性はこれを認めた。だが、その内容は国民経済学の生産論と同一であるとなしたのである。⁽⁶⁾かくて、エーレンベルヒは一転して私経済学撲滅論に走つたわけである。しかし、かれのこうした転向は、のちにシェーンブルク(F. Schönburg)によつて、エーレンベルヒが自身の科学上の墓穴を掘つたものだと言へることになった。ただし、シェーンブルクによれば、精密比較法はすぐれて個別経済学的方法であつて、それが十分に利用されるのは私経済学においてだからである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

国民経済学者によるこのような私経済学否定論に対して、商科大学に職を奉ずる私経済学者は、シェーアを除いては、ひとしく国民経済学から独立に私経済学が成立することを主張した。それらの私経済学者の中から、ブレントナーの所説に反論するべく銀行誌上に登場したのはカルメス (A. Calmes) であった。かれは、ワイヤーマン・シェーニッツの提唱する私経済学と商業学から発展した私経済学とを区別する。前者は営利経済の社会経済的考察であり、国民経済的営利経済論 (volkswirtschaftliche Erwerbswirtschaftslehre) ではあっても、私経済学ではない。そして、私経済学が一方的に企業者の特殊利益に基づいて構成された国民経済学であるというブレントナーの非難は、まさにこうした見解に向けて発せられたものである。これに対して、後者は私経済的立場すなわち個別経済の管理者の立場に立ち、個別経済の目的との関連において意義があるかぎりで、個別経済の内部過程および諸個別経済間の過程を考察して因果関連の把握を行なう。それはそのような私経済的認識の獲得を自己目的とする。したがって、それは、一方的に構成された国民経済学ではなく、また、私経済的考察を通じて社会経済的認識をえようとするものでもない。さらに、全体の福祉はその考察の領域外にあるが故に、それは全体の福祉に代えて企業者の成果を措定するものでもない。そこで、こうした私経済的私経済学は国民経済学の部分ではなく、包括的な経済学の内において後者と同等に完全な自律性を要求しうる学科をなす。カルメスはおよそこのように主張したのである。⁽⁹⁾

オプスト (G. Obst) も別の雑誌にカルメスとほぼひとしい見解を発表した。ただ、かれは公的生産経済を私経済学の対象から排除する点、ならびに、技術 (Kunst) を応用科学 (angewandte Wissenschaft) と解して、その考察が科学的に可能であるのみでなく必要であることを強調している点において、カルメスと異なっている。⁽¹⁰⁾

要するに、カルメスおよびオプストは、私経済的観点から私経済に関する認識を獲得することを自己目的とする独立の私経済学を提唱したのである。だが、かれらの提唱した私経済学の対象が消費経済をも生産経済をも含むことの結果として、かれらのいわゆる私経済的観点が統一的なものであるとは考えられない。特に、オプストにおいては、私経済学の考察の立場が企業ないし企業者の立場に求められ、その研究の対象と一致しない。このように、私経済学を私経済一般の学として形成しようとしたところに、かれらの主張の問題点があったのである。ただ、実質的な研究は私的生産経済ないし企業について行なわれたのであり、そうした事実をより率直に表明したものが既述のニックリツシュの著書だったのである。

すでに一九一一年に著わした「商業経営学」において、以上のような私経済学者とは異なって、国民経済学に依存しそれに包摂される商業経営学を説いたシェーアもまた銀行誌に寄稿して自己の見解を再び表明した。個別経済の研究を中心におき、その維持・発展・繁栄の条件を確立せんとする私経済学は、個別経済と他の経済単位および経済全体との関連を研究せねばならない。その上、個別経済の生活機能は経済的有機体たる国民経済の一般法則に従属し、それに適応せねばならない。こうした事情から、私経済学は国民経済学に根を下ろし、その部分にならねばならない。これがシェーアの主張の要旨であつた。⁽¹¹⁾ここでは、私経済学が国民経済学の研究成果を利用することは直ちに後者による前者の包摂を招来し、また個別経済の指導原理が国民経済的原理から導出されねばならない、という考えが示されている。だが、この点に関しては、かれの著書に対する諸批判、就中、国民経済学と私経済学とは考察の観点を異にすること、ならびに一般的にかつまたシェーアの所論についても、個別経済の指導原理は国民経済的原理とは異なることを指摘したデイールの批判が妥当なものだつたと考えられる。⁽¹²⁾

この論争において国民経済学者は一般に商科大学における私経済的研究に注意を向け、それを理解して立論することが少なかったのであるが、その点においてデイルは例外をなしていた。かれはシェーア、ニックリッシュ、シュマーレンバッハらの研究成果に適切な理解を示した。そうした理解に基づいて、かれは、一方において私経済に関する研究の深化が国民経済学にとって必要であることを認めながらも、国民経済学の部分学科としての私経済学建設の必要性と合目的性を否定する。同時に他方において、商科大学における私経済的研究が商業企業に関する私経済的・技術的考察を行なう商業技術学(Handelstechnik)として、国民経済学と並ぶ独立の学科として成立する可能性およびその形成のための努力の正当性を認めたのである。このように私経済学を技術論的に考えるかれの見解は、かれが私経済学の中心課題を「営業成果はいかにしてえられるか」に認めていたことによる。そして、こうした理解に従って、かれはニックリッシュの著書を「商業学の私経済的構成部分を体系的に総括するすぐれた試み」として、また、シュマーレンバッハの研究を「商事私経済学(Kaufmännische Privatwirtschaftslehre)」とも云うべき学科の整備のための素材を提供するものとして、高く評価したのである。⁽¹³⁾

こうしたデイルの見解は、科学としての私経済学を主張するニックリッシュ、金儲け論とは截別されるべき技術論的私経済学を主張するシュマーレンバッハらに対しては、妥当しないようにも思われる。だが、それにもかかわらず、かれの見解は、商科大学における実質的な研究内容に即した妥当な見解であった、とみることができらるであらう。

こうした諸種の見解が発表されたのち、ワイヤーマンとシェーニッツとは再び共同で「銀行誌」に執筆した。かれらは、まず、ブレンターノの批判に対して、それが特別な私経済学と国民経済学の部分学科としての私経済

学とを区別することなく行なわれていると反論したのち、さらにブレンターノの批判を五項目に分けて、それらの批判点が後者の立場に立つかれらの私経済学に妥当するか否かを吟味する。その吟味はかれらの私経済学に対してはブレンターノの批判が全く妥当しないことを明らかにする。しかも、かれらによれば、ブレンターノおよびエーレンベルヒの主張は、実質的には、国民経済学の内において没価値的な私経済的研究を行なうことの必要を認めており、それは、また、ワイヤーマン・シェーニッツ自身が科学的私経済学において提唱したところとも一致する。そして、この点において一致をみたことがこの論争の成果をなす。この方向にあるものを、かれらは、「社会経済的に志向する純粹認識的私経済学 (eine sozialökonomisch orientierte Privatwirtschaftslehre rein erkennenden Charakters)」と呼び、その選択原理はつねに社会経済的問題を与える、と主張したのである⁽¹⁴⁾。ここに至って、私経済学の選択原理をめぐってかれらの著書にみられた不明確さは拭い去られた。しかし、同時に、特殊の私経済的観点を強調したかれらの本来の立場は、これによって、たんに国民経済学における私経済に関する研究の強化にまで後退し、かれらの当初の意図はここに挫折したと考えることができるであろう。

以上のようにワイヤーマン・シェーニッツの著書を契機として始められ、国民経済学と私経済学との関係を主たる争点として行なわれた私経済学論争は、ワイヤーマン・シェーニッツのこの論文を以ってほぼ終りを告げることになった。この論争の経過中には直接見解を表明することなく終ったニックリッシュは、ドイツが第一次大戦に突入して約一年後に「利己主義と義務感 (Egoismus und Pflichtgefühl)」と題して行なった講演の中で、既述のブレンターノの私経済学否定論にふれて、それに反論を加えた。すなわち、ニックリッシュは、私経済学が全体の利益に代えて企業者の利益を代表するものだというブレンターノの非難に対して、まず、つぎのように

主張する。「われわれは学説 (Lehre) と研究において、企業者を前面におくのではなく、企業を前面におく。この考察に当ってはもとより営利性の概念が特別な役割を演ずる。そして、それを通じて、営業利潤の概念がわれわれにとって特別な意義をもつ。しかし、このように確定したすぐあとで、利潤 (Gewinn) と不当利得 (Profit) とはわれわれにとって同一ではなく、利潤は経済的法則に対して本質的關係 (Wesensbeziehungen) を有するの⁽¹⁶⁾に、不当利得にはそれが欠けていることが指摘されるべきである」と。そして、かれは、私経済学が、第一に、企業者の営利性ではなく企業の営利性を取り上げるのであって、前者を職員・労働者の利益や他の企業の利益と同列におくこと、第二に、安全性の問題においても、企業者資本の安全性ではなく全体としての企業の安全性を取り上げること、第三に、企業を企業者による職員および労働者の搾取の手段としてではなく、組織された諸力の共同体 (eine Gemeinschaft von Kräften) とみて、企業者も職員および労働者もその器官 (Organ) として把握することを強調した。これらの内、はじめの二点は、すでに取り上げた著書においては実質的には貫徹されえなかったものである。だが、これらの点を再び強調し、かつまた第三点に示されているような見解を強調することを通じて、かれの企業把握の態度は漸次「あるもの」の把握から「あるべきもの」の把握へと移っていくのである。その意味で、私経済学に対するブレンターノの非難に対する反応を示したこの講演は、ニックリッシュの態度の変化を示しているとみることができるのであるが、ただ、そこに強調されている態度は萌芽的にはすでに一九一二年の書物にみられたのである⁽¹⁶⁾。

(1) G. Bricks, Weyermann-Schönitz, „Wissenschaftliche Privatwirtschaftslehre“, in Jahrbücher für Natio-

- Nationalökonomie und Statistik, 43. Bd., S. 658 ff.
- (2) K. Diehl, Nationalökonomie und Handelsbetriebslehre, in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 43. Bd., S. 108 ff.
- (3) E. Schmalenbach, Privatwirtschaftslehre als Kunstlehre, in Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung, 6. Jahrg., S. 304 ff. (著譯羅夫諾「シャポーナンマン」技術論としての「秘經濟學」(會計六七卷一号)。
原著の論文については参考の如く)。
中村常次郎「前掲稿」一三七頁以下。
- (4) L. Brentano, Privatwirtschaftslehre und Volkswirtschaftslehre, in Bank-Archiv, XII. Jahrg., S. 1 ff. の
論文については参考の如く)。
中村常次郎「前掲稿」一三三頁以下。
- (5) K. Diehl, Privatwirtschaftslehre, Volkswirtschaftslehre, Weltwirtschaftslehre, in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 46. Bd., S. 458.
- (6) R. Ehrenberg, Keine „Privatwirtschaftslehre“, in Bank-Archiv, XII. Jahrg., S. 55 ff.
- (7) F. Schönplug, Betriebswirtschaftslehre, Methoden und Hauptströmungen, Stuttgart 1954, S. 45.
- (8) なお「スタインホルツ」エーレンベルヒがその企図を実現しえなかつた理由として「その実質的研究が「類型的な因果関連」を示さず資料の蒐集に終つた点」および「講壇社会主義に反対したかれの立場の故に国民経済学者から攻撃された点」をあげている。Vgl. O. Stuch, Die Entwicklung der Betriebswirtschaftslehre zur selbständigen Disziplin, Basel 1956, SS. 19~20. また「エーレンベルヒ」エーレンベルヒとその弟子達の研究業績が歴史学派によるそれと方法的相違を示していることを指摘し、さらに「エーレンベルヒ」の特質は演繹と帰納の結合にあるのに対して「エーレンベルヒ」が後者のみを中心

- マートンの著述とソビエト方面の強權とソビエトの非難とソビエトのVgl. K. Diehl Privatwirtschaftslehre, SS. 453~455.
- (6) A. Calmes, Über das Verhältnis der Privatwirtschaftslehre zur Volkswirtschaftslehre, in Bank-Archiv, XII. Jahrg. S. 40 ff.
- (7) G. Obst, Verhältnis der Privatwirtschaftslehre zur Volkswirtschaftslehre, Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis, 5. Jahrg., S. 357 ff.
- (11) J. F. Schar, Das Verhältnis der Nationalökonomie zur Privatwirtschaftslehre in kaufmännischer Betrieben (allgemeine Handelsbetriebslehre), in Bank-Archiv, XII. Jahrg., S. 297 ff.
- (12) K. Diehl, Nationalökonomie., S. 94 ff.
- (13) K. Diehl, Privatwirtschaftslehre, S. 461 ff.
- (14) M. Weyermann u. H. Schönitz, Über das Verhältnis der Privatwirtschaftslehre zur Volkswirtschaftslehre, in Bank-Archiv, XII. Jahrg., S. 154 ff.
- (15) H. Nicklisch, Rede über Egoismus und Pflichtgefühl, in Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis, 8. Jahrg., S. 101 ff.
- (16) なお、私経済学論争についてはこの書物に詳しい紹介がある。
- 渡辺鉄蔵、商事経営論、修文館、大正十一年。
- 増地爾治郎、経営経済学序論、同文館、大正十五年。

五 結

ワイヤーマン・シェーニッツの「科学的私経済学」とニックリッシュの「私経済学としての商事経営学」とはドイツ経営学成立期における科学的ないし理論的私経済学の代表的な著作であった。

前者においては、国民経済学者の立場から国民経済学を補完しその部分学科を形成するべき私経済学の確立が企図された。だが、かれらの提唱する私経済学の論理的基礎づけは必ずしも十分ではなく、特にそれと国民経済学との関係については問題を含んでいた。かれらの著書を契機として展開されたいわゆる私経済学論争においてその点に関して批判を受けたワイヤーマン・シェーニッツは、特殊な部分学科としての私経済学の確立を実質的には断念し、国民経済学における私経済的研究の強化という線にまで後退した。そして、かれらが国民経済学者であったという事情もあって、かれらの主張は、私経済学者に、私経済学の性格に関して反省を加える契機を与えはしたものの、その後のドイツ経営学の発展に直接的な影響を与えることはなかったのである。

他方、後者においては、商科大学における個別的研究に立脚して、独立の科学としての私経済学の一部をなす商事経営学を体系的に呈示する試みがなされた。そこには、私経済学の基礎づけに関する不十分さがみられるとはいえ、企業活動を転換の給付を通じての利潤追求活動として体系的に把握する態度が示されていたのであって、それは従来の商業学から脱却して企業学としての経営学の方角を示したものとして注目して評価するものであった。ただ、かれの著書においても、「私経済学は金儲け論である」という非難は意識されていたのであって、それは、企業を企業者から截別し、また利潤を経済性原理と結びつけることによって、利潤追求を社会経済的に正当化せ

んとする態度となつて表現されていたのである。そうした態度は私経済学論争およびドイツの第一次大戦への突入という事情の下に徐々に前面に押し出され、やがて第一次大戦後の民主化の波のうちに一段と強調される。そして、それを通じて、企業の共同体的な把握が強調されるとともに、営利性原理に代えて経済性原理⁽¹⁾が指導原理として前面に押し出されることとなり、ニックリッシュ経営学は、漸次経験理論的な私経済学からニックリッシュ特有の規範論的経営経済学へと移行していくことになつたものと思われるのである。

(1) シュマーレンバッハの「動的貸借対照表論の基礎」を批判した論文において、ニックリッシュは、利潤を経済性の尺度だとするシュマーレンバッハの見解に対して、利潤は必ずしも経済性を示すものではなく、利潤と経済性とは全く別個のものだと批判を加えた。その場合、経済性の原理は余剰の法則 (Überschussgesetz) ではなく、均衡の法則 (ein Gesetz des Gleichgewichts) として把握され、それがわれわれの経済生活を支配する法則だと考えられるのである。Vgl. H. Nickisch, *Dynamik, in Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 13. Jahrg., S. 241 ff.

(一九六五・五・六)

0